

パブリックコメント  
閲覧用

いちき串木野市  
高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画  
(素案)

令和3年1月

いちき串木野市



# いちき串木野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定にあたって

(市長挨拶文掲載)



市長近影

令和3年3月

いちき串木野市長 **田畑 誠一**

## 目 次

第1章 計画策定の趣旨等 .....	1
1 計画策定の背景・目的 .....	1
2 介護保険制度改正の概要 .....	2
3 計画の性格・位置付け .....	3
(1) 法的根拠 .....	3
(2) 他計画との関係 .....	3
4 計画期間 .....	3
5 計画の策定体制 .....	4
(1) 計画策定・評価委員会の設置 .....	4
(2) 住民ニーズの把握 .....	4
(3) パブリックコメントの実施 .....	4
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題 .....	5
1 本市の高齢者の状況 .....	5
(1) 人口の推移及び将来推計 .....	5
(2) 高齢者世帯の推移 .....	6
(3) 高齢者の就業状況 .....	7
(4) 認知症高齢者の推移及び将来推計 .....	8
2 本市の介護保険の利用状況 .....	9
(1) 第1号被保険者の要介護（要支援）認定者、認定率の推移と将来推計 .....	9
(2) 要介護（要支援）認定者の推移 .....	10
(3) 給付費の推移 .....	11
(4) 第1号被保険者1人当たりの保険給付月額・保険料月額・必要保険料月額 .....	12
(5) 地域支援事業利用者及び地域支援事業費の推移 .....	12
3 高齢者等実態調査結果 .....	13
(1) 調査の概要 .....	13
(2) 調査結果 .....	14
4 高齢者を取り巻く課題 .....	27
第3章 基本理念等 .....	28
1 基本理念 .....	28
2 日常生活圏域の設定 .....	29
第4章 高齢者福祉施策の総合的な推進 .....	31
1 高齢者福祉施策の体系 .....	31
2 【基本目標1】地域で生きがいを持ちいきいきと暮らす .....	32
(1) 健康づくり・介護予防の推進 .....	32
(2) 生きがいづくりと社会参加の促進 .....	37
(3) 雇用・就業等の支援 .....	38
(4) 家族介護者への支援の充実 .....	39
3 【基本目標2】住み慣れた地域でお互いを支え合う .....	41
(1) 地域包括支援センターの適正な運営 .....	41

(2) 認知症施策の総合的な推進（認知症総合支援事業等）	43
(3) 在宅医療・介護連携を図るための体制整備	47
(4) 生活支援体制整備の推進	48
(5) 安心安全な暮らしに係る施策の推進	50
ア) 住まい・環境の充実	50
イ) 安心安全施策の推進	51
(6) 権利擁護・虐待防止の推進	52
4 【基本目標3】介護・福祉サービスの充実と安定した提供体制を確保する	53
(1) 介護保険サービスの充実促進	53
(2) 福祉・生活支援サービスの充実	53
(3) 要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制	58
ア) サービス提供事業所数	58
イ) 従事者数	58
ウ) サービス利用率	58
(4) 介護人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上	59
(5) 介護保険事業の適切な運営	59
第5章 介護保険サービスの見込み	60
1 介護保険サービス量の見込みについて	60
2 介護保険対象サービスの利用者推計	60
(1) 被保険者の見込み	60
(2) 要介護（要支援）認定者の見込み	61
(3) 介護予防・日常生活支援総合事業対象者（基本チェックリスト該当者）の見込み	62
3 介護保険事業の目標量	63
(1) 居宅系サービス受給者数等の推計	63
(2) 施設サービス受給者数等の推計	71
(3) 地域密着型サービス受給者数等の推計	72
(4) 地域支援事業の推計	75
4 第1号被保険者保険料の見込み	77
(1) サービス給付費の見込み	77
(2) 介護保険料の算出	77
第6章 計画の推進に向けて	78
1 計画の推進体制	78
2 地域や関係団体との連携	78
3 計画の周知	78
4 計画の進行管理	78
5 自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組と目標	79
資料編	81
1 いちき串木野市介護保険事業計画策定・評価委員会設置要綱	81
2 いちき串木野市介護保険事業計画策定委員名簿	83
3 用語解説	84



# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1 計画策定の背景・目的

介護保険制度は、その創設から20年が経過し、介護サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、550万人に達しており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加するなど、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきました。

総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、高齢化は進展していくと見込まれています。介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる2025年（令和7年）を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）を各地域の実情に応じて深化・推進してきたところです。

我が国の高齢化率は、令和元年10月1日現在、28.4%に達し、およそ3.5人に1人が65歳以上の高齢者となり、今後、団塊の世代が75歳となる2025年が近づく中で、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向け、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。また、世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要です。

本市においても令和元年10月1日現在の65歳以上人口は10,172人、高齢化率36.6%と国及び県の平均を上回り、さらに将来人口では令和7年には高齢化率38.9%、令和22年には42.7%と推計されているところです。

こうした状況を踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の推進が求められており、本市では「いちき串木野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」（以下「前期計画」といいます。）において、これまでに取り組んできた地域包括ケアシステムを推進させ、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、地域とのつながりをさらに強化し、地域住民や関係機関等とより連携しながら各種施策を進めてきました。

今回、策定する「いちき串木野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（令和3年度～令和5年度）では、こうした前期計画の実績や国の示す指針等や社会情勢等の変化を踏まえ、地域包括ケアシステムの強化と更なる充実による地域共生社会の実現を目指します。また、2025年及び2040年を見据え、中長期的な視野に立って、総合的に推進していくことを目指します。

## 2 介護保険制度改正の概要

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月5日、通常国会で成立し、6月12日付で公布されました。

改正の趣旨は、「地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保および業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずること」とされています。

制度改正の主な内容は下記のとおりです。

### 【改正の概要】

- (1) 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援  
社会福祉法に基づく新たな事業の創設
- (2) 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
  - 認知症施策の地域社会における総合的な推進
  - 市町村の地域支援事業における関連データの活用
  - 介護サービス提供体制の整備
    - <介護保険事業（支援）計画の作成>
    - <有料老人ホームに係る都道府県と市町村との間の情報連携の強化>
- (3) 医療・介護のデータ基盤の整備の推進
  - 介護分野のデータ活用の環境整備
  - 医療・介護分野のデータの名寄せ・連結精度の向上等
- (4) 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
  - 介護保険事業（支援）計画に基づく取組・事業者の負担軽減
  - 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置延長
- (5) 社会福祉連携推進法人制度の創設  
社会福祉法人間の連携方策として、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」、「社会福祉法人の新設」に加え、新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」を創設する。



### 3 計画の性格・位置付け

#### (1) 法的根拠

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき、高齢者施策に関する基本理念、基本目標を設定し、取り組むべき高齢者施策の全般を定めます。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づき、要介護（要支援）者や介護保険サービス量、介護保険事業量等の見込を定めます。

本市においては、高齢者福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るため、法令に基づき、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定しています。

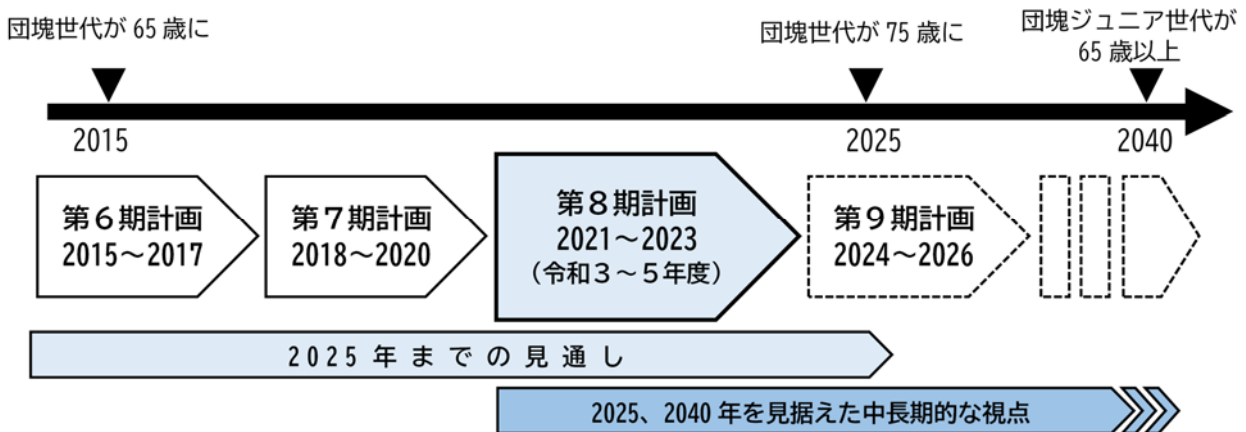
#### (2) 他計画との関係

本計画は、本市における最上位計画である「いちき串木野市第 2 次総合計画（平成 29 年度～令和 8 年度）」をはじめ、福祉関連計画やその他の分野の計画との整合を図ります。また、地域医療連携計画等とも整合を図ります。

### 4 計画期間

本計画は、令和 3 年度を初年度とし、令和 5 年度までの 3 年間を計画期間とします。また、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年、更には団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年を見据え、中長期的な視点も含めた計画とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。



## 5 計画の策定体制

### (1) 計画策定・評価委員会の設置

市内の医療・介護従事者の代表者や介護保険の被保険者の代表者、各種団体等の代表者、行政関係者等の 20 名で構成された「第 8 期介護保険事業計画策定・評価委員会」を設置し、計画内容の審議・検討を行いました。

### (2) 住民ニーズの把握

令和元年度に、市内に住所を有する 40 歳以上の無作為に抽出した市民を対象に「介護予防日常生活圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査」を実施し、高齢者福祉に関する実態や住民ニーズの把握を行いました。

### (3) パブリックコメントの実施

計画素案に対する市民からのパブリックコメント（意見提出手続）を下記の要領で実施し、市民の意見を反映した計画策定に努めました。

意見募集期間	令和 3 年 1 月 14 日～令和 3 年 2 月 1 日
意見提出方法	1. 直接持参 2. 郵送 3. ファクシミリ 4. 電子メール

## 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

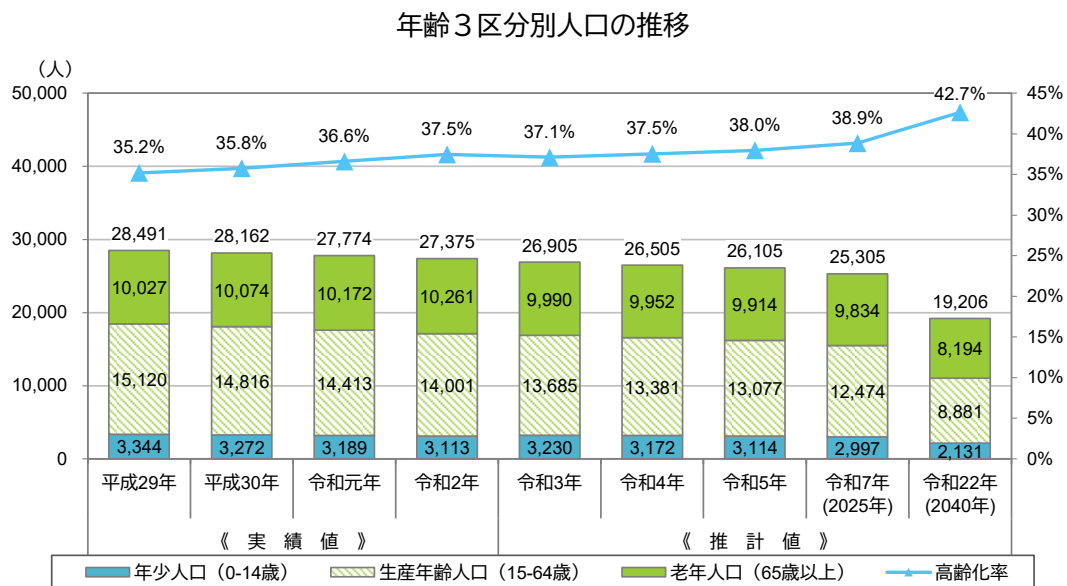
### 1 本市の高齢者の状況

#### (1) 人口の推移及び将来推計

本市の総人口は年々減少傾向にあり、令和2年には27,375人となっています。

年齢3区分別の人口構成別でみると、年少人口、生産年齢人口で減少傾向にありますが、老年人口は平成27年より増加傾向にあり、少子高齢化が急激に進んでいることがうかがえます。

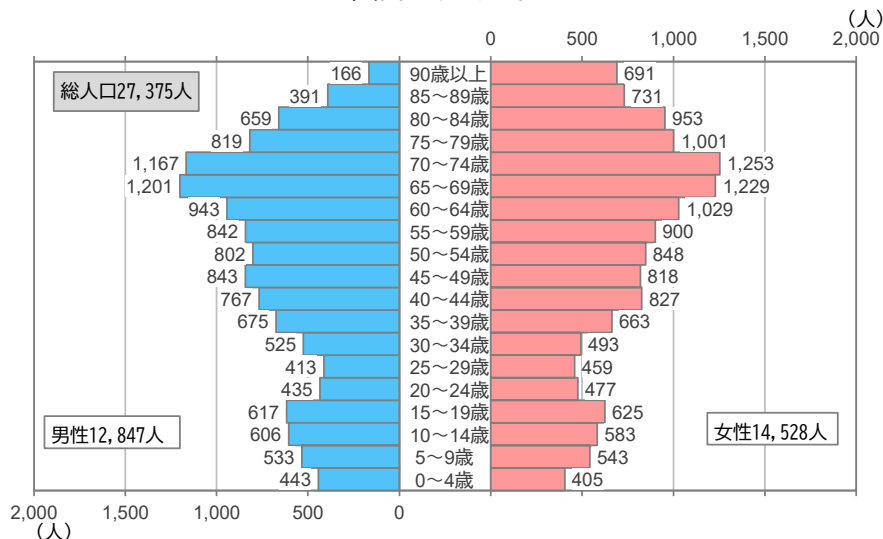
団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年には総人口は25,305人、高齢化率は38.9%と予想され、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には生産年齢人口が急減し、総人口は19,206人、高齢化率は42.7%と予想されます。



※出典：平成26年～令和2年：住民基本台帳（各年9月末現在）

※出典：令和7年、令和22年：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

#### 人口ピラミッド



※出典：住民基本台帳（令和2年9月末現在）

## (2) 高齢者世帯の推移

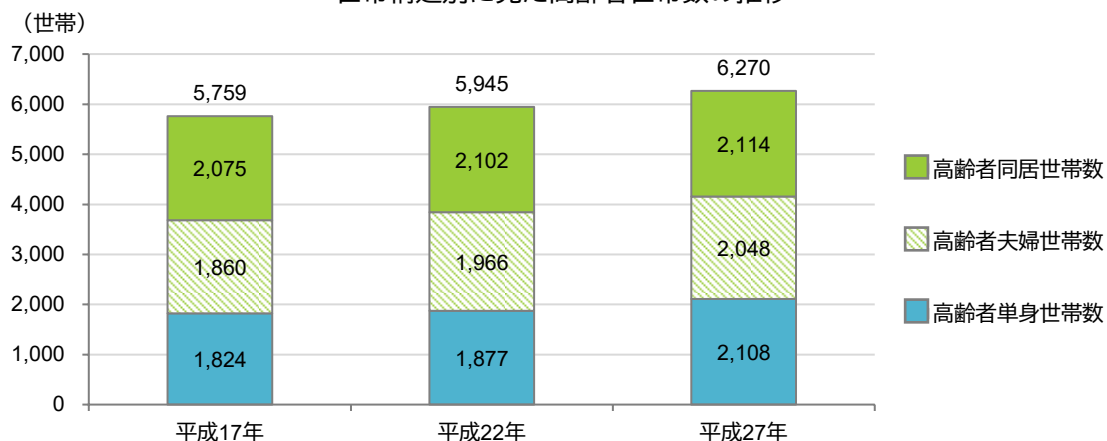
高齢者のいる世帯数は、平成 27 年度では 6,270 世帯で、全世帯数の 51.6%と約半数を占めており、増加傾向にあります。また、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯を合わせると、全世帯のうち、34.1%と約 3 割を占めています。

また、高齢者のいる世帯数のうち、平成 17 年度と平成 27 年度を比較すると、高齢者単身世帯は 1.9 ポイントの増加、高齢者夫婦世帯は 0.4 ポイントの増加、高齢者同居世帯は 2.3 ポイントの減少となっており、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯の割合が増えていることがうかがえます。

	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
一般世帯数 (全世帯数)	12,640	12,270	12,159
高齢者 (65 歳以上) のいる世帯数	5,759	5,945	6,270
構成比	45.6%	48.5%	51.6%
高齢者単身世帯数	1,824	1,877	2,108
構成比	31.7% (14.4%)	31.6% (15.3%)	33.6% (17.3%)
高齢者夫婦世帯数	1,860	1,966	2,048
構成比	32.3% (14.7%)	33.1% (16.0%)	32.7% (16.8%)
高齢者同居世帯数	2,075	2,102	2,114
構成比	36.0% (16.4%)	35.4% (17.1%)	33.7% (17.4%)

※出典：国勢調査（各年）

世帯構造別に見た高齢者世帯数の推移



### (3) 高齢者の就業状況

平成 27 年度の高齢者の就業者数は、1,973 人となっており、平成 22 年度と比較すると、増加傾向にあります。就業者に占める高齢者の割合は 14.8%、高齢者人口に占める就業者の割合は 20.4%となっており、高齢者の 5 人に 1 人は就業している状況です。高齢者人口に占める就業者の割合は増加の傾向にあり、年金支給対象年齢の引上げ等が要因であると考えられます。

業種別内訳をみると、「サービス業・その他」の就業者が 38.0%と約 4 割を占めており、次いで「農林漁業・鉱業 (22.9%)」、「建設・製造業 (22.4%)」の順となっています。

高齢者の就業状況

	総就業者数 (A)	65 歳以上 人口 (B)	65 歳以上の就業者数 (C)		就業者に 占める 高齢者の 割合 (C/A)	高齢者人口 に占める 就業者の 割合 (C/B)	
			65~74 歳	75 歳以上			
平成 17 年度	15,016	8,651	1,669	1,228	441	11.1%	19.3%
平成 22 年度	13,793	9,057	1,451	1,103	348	10.5%	16.0%
平成 27 年度	13,289	9,658	1,973	1,545	428	14.8%	20.4%

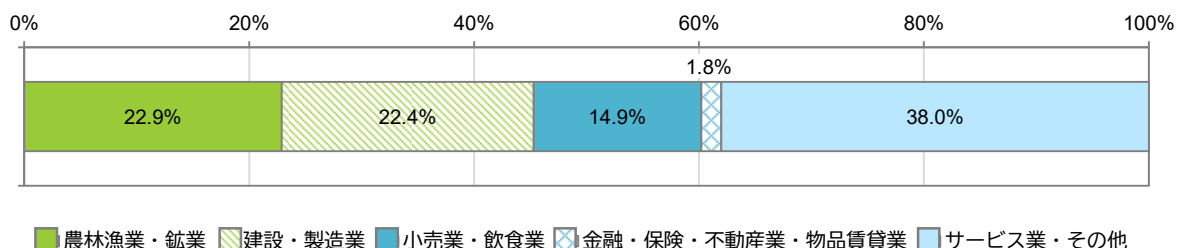
※出典：国勢調査（各年）

業種別高齢就業者数及び割合

区分	総就業者数	業種別内訳				
		農林漁業・ 鉱業	建設・製造業	卸小売業・ 飲食業	金融・保健・ 不動産業・ 物品賃貸業	サービス業・ その他
総数	1,973	451	443	294	36	749
構成比	100.0%	22.9%	22.4%	14.9%	1.8%	38.0%
男性	1,170	305	291	150	18	406
構成比	100.0%	26.1%	24.9%	12.8%	1.5%	34.7%
女性	803	146	152	144	18	343
構成比	100.0%	18.2%	18.9%	17.9%	2.3%	42.7%

※出典：国勢調査（平成 27 年）

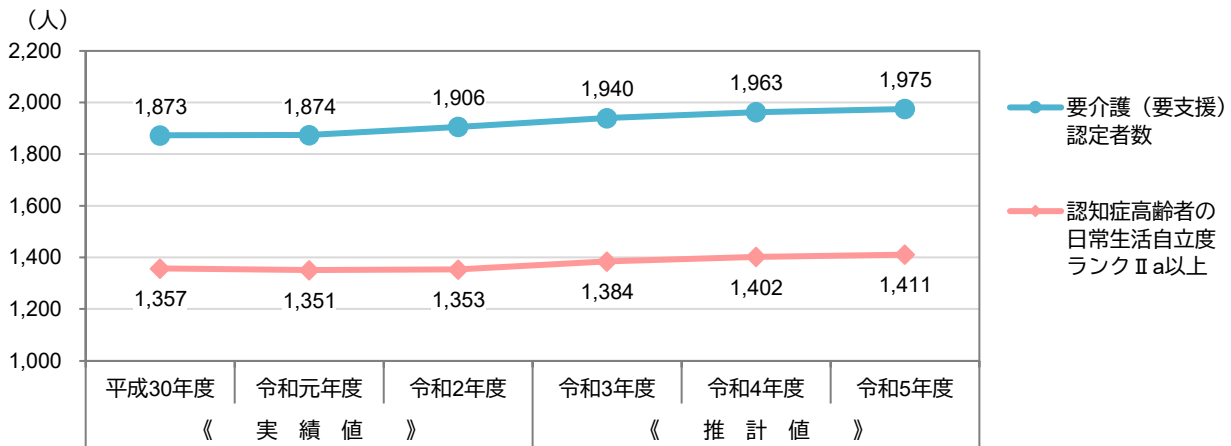
業種別高齢者就業割合



#### (4) 認知症高齢者の推移及び将来推計

本市において、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の人は、令和2年度では1,353人となっており、65歳以上の高齢者のうち、13.2%を占めている状況です。今後、高齢者数は微減する見込みですが、75歳以上である後期高齢者は増加すると見込まれるため、軽度認知障害（MCI）や認知症の方が増えることが予想されます。

	実績値			推計値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者数	10,126	10,200	10,271	10,239	10,202	10,172
要介護（要支援）認定者数	1,873	1,874	1,906	1,940	1,963	1,975
認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅡa以上	1,357	1,351	1,353	1,384	1,402	1,411



#### 【参考】認知症高齢者の日常生活自立度の分類

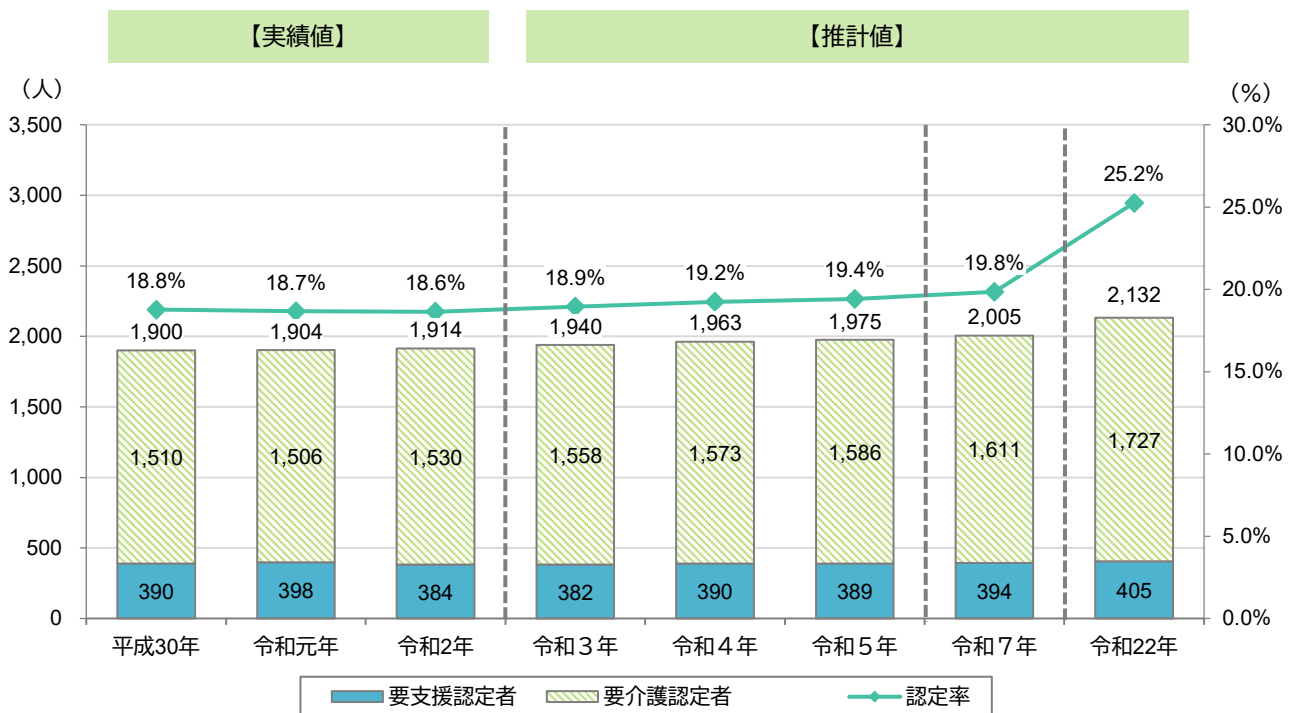
ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
IIa	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
IIb	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIIIaに同じ。
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ。
V	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等。

## 2 本市の介護保険の利用状況

### (1) 第1号被保険者の要介護（要支援）認定者、認定率の推移と将来推計

第1号被保険者の要介護（要支援）認定者は、平成30年より微増傾向にあり、令和2年には要支援認定者が384人、要介護認定者が1,530人の合計1,914人となっており、認定率は18.6%となっています。

第8期計画期間の令和3年から令和5年の推計をみると、増加傾向にあり、計画最終年度の令和5年には1,975人と推計されています。また、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025）年には2,005人、認定率は19.8%と推計され、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040）年には2,132人、認定率は25.2%と推計されています。



※出典：厚生労働省「見える化」システムより

### 【参考】鹿児島県及び全国の認定率の推移

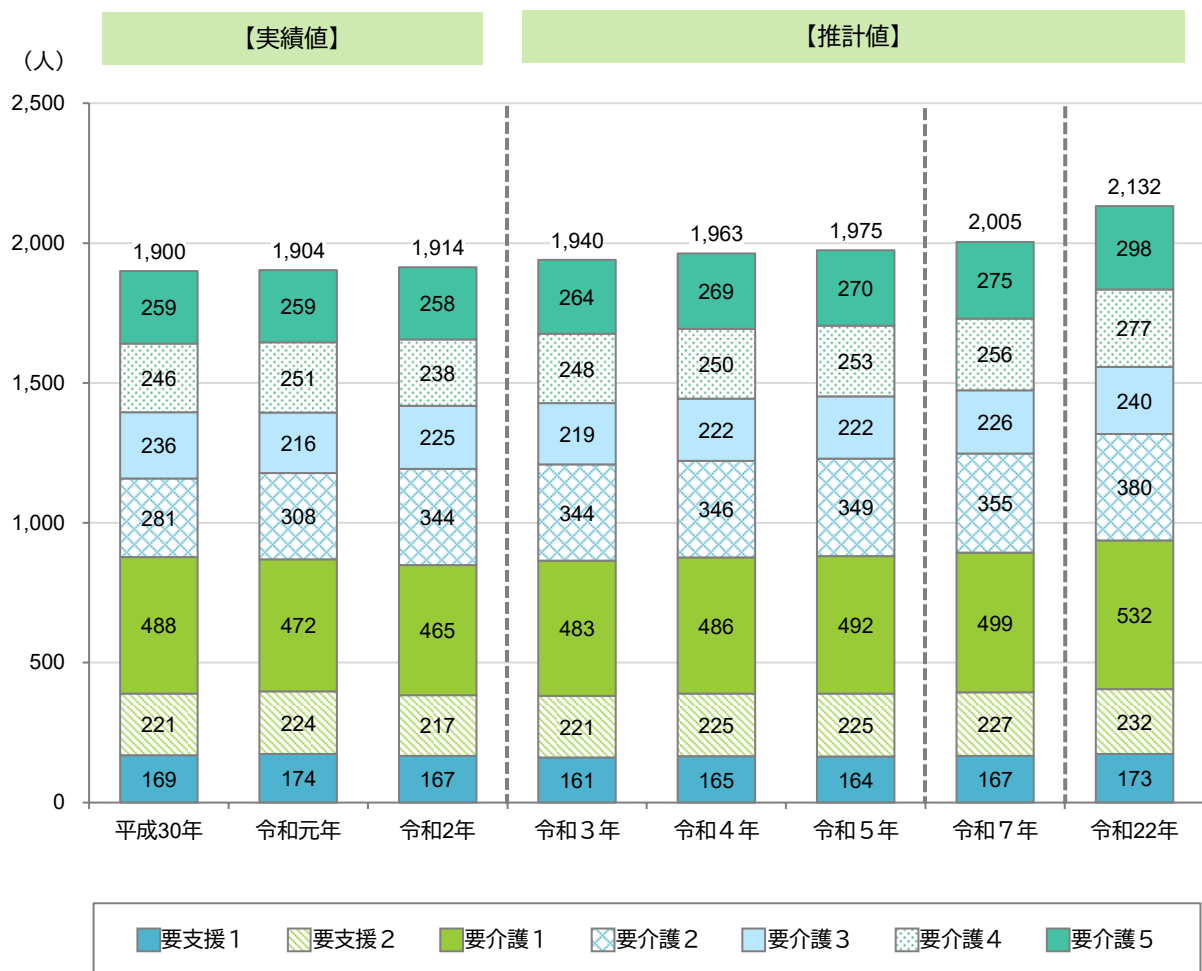
項目	平成29年3月末	平成30年3月末	令和元年3月末	令和2年3月末時点
鹿児島県	19.9%	19.8%	19.8%	19.6%
全国	18.0%	18.0%	18.3%	18.5%

※出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元、2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

## (2) 要介護（要支援）認定者の推移

令和2年における第1号被保険者の要介護（要支援）認定者は1,914人となっていますが、その内訳をみると、要介護1が465人と最も多く、次いで、要介護2が344人、要介護5が258人、要介護4が238人、要介護3が225人、要支援2が217人、要支援1が167人の順となっています。

令和5年の推計値では、要介護1が492人と最も多く、次いで、要介護2が349人、要介護5が270人、要介護4が253人、要支援2が225人、要介護3が222人、要支援1が164人の順となっています。推移をみると、全ての区分で微増傾向若しくは横ばいで推移すると推計されています。



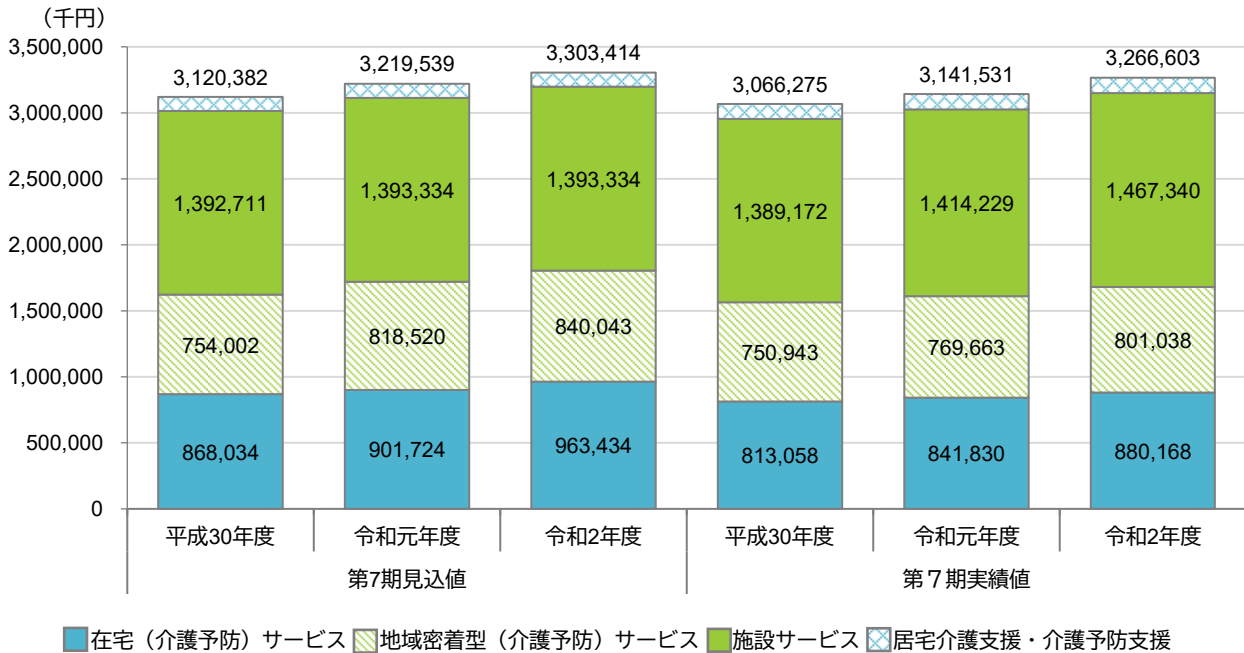
※出典：厚生労働省「見える化」システムより



### (3) 給付費の推移

第7期における給付費の実績値については、令和2年度は暫定値ではありますが、約33億341万円の見込値に対して、実績値は約32億6,660万円となっており、実績値が見込値を若干下回っている状況で、安定的な運営となっております。これは、地域包括ケアシステムの取組の推進、ころばん体操人口の増大などが要因と考えられます。

給付費の内訳を比較すると、「在宅（介護予防）サービス」や「地域密着型（介護予防）サービス」、「居宅介護支援・介護予防支援」では実績値が見込値を下回っていますが、「施設サービス」では実績値が見込値を上回っています。



※出典：厚生労働省「見える化」システムより抽出。

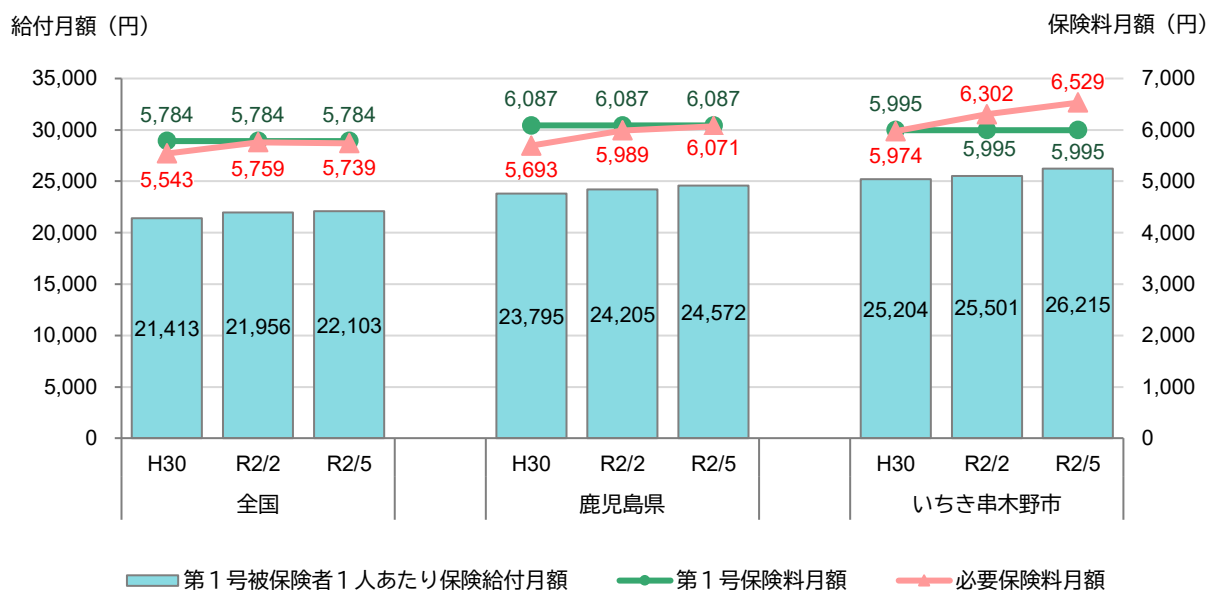
#### 【参考】鹿児島県及び全国の給付費（利用者負担を除いた額）の推移

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
鹿児島県	1,397億円	1,409億円	1,439億円	1,450億円
全国	9兆976億円	9兆2,290億円	9兆4,443億円	9兆6,266億円

※出典：介護保険事業状況報告（年報）  
 ※数値は、億円未満を四捨五入している

#### (4) 第1号被保険者1人当たりの保険給付月額・保険料月額・必要保険料月額

本市は、令和元年度より「必要保険料月額」が「第1号保険料月額」を上回っている状況にあります。



※出典：厚生労働省「見える化」システム

Rxx/Mと表示されている年度は、M月サービス提供分までの数値を用いて、当該年度の指標値を算出しています。

#### (5) 地域支援事業利用者及び地域支援事業費の推移

介護予防・日常生活支援総合事業における基本チェックリスト該当者数は、平成30年度が85人、令和元年度が88人、令和2年度が165人となっています。

また、地域支援事業費は基本チェックリスト該当による対象者は増えていますが、旧介護予防通所介護に相当するサービス利用者数及び給付費が減少していること等により、総額としては年々減少しています。

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
基本チェックリスト該当者	85人	88人	165人

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
介護予防・日常生活支援総合事業費 (円)	77,837,288	71,998,003	65,809,863
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費 (円)	18,859,252	22,318,074	22,559,000
包括的支援事業(社会保障充実分) (円)	23,894,277	20,634,690	23,810,000
地域支援事業費 (円)	120,590,817	114,950,767	112,178,863

### 3 高齢者等実態調査結果

#### (1) 調査の概要

##### 【調査目的】

令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を策定するにあたり、高齢者等の実態や意識・意向を調査・分析するための基礎資料とすることを目的に高齢者等実態調査を実施しました。

##### 【調査方法】

- ①調査期間 令和元年10月8日(火)～令和元年12月3日(火)
- ②調査対象及び調査方法

調査の種類	一般高齢者調査	若年者調査	在宅要介護(要支援)者調査
調査対象者	65歳以上の者のうち、要介護認定を受けていない者	40歳以上65歳未満の者のうち、要介護認定を受けていない者	介護保険の被保険者で要介護認定を受けている在宅の者
対象者の抽出	無作為抽出	無作為抽出	無作為抽出
調査方法	調査員による配付・回収	調査員による配付・回収	調査員による配付・回収

##### ③調査数及び回収率

調査の種類	一般高齢者調査	若年者調査	在宅要介護(要支援)者調査
配布数	500件	500件	1,281件
有効回答数	462件	451件	1,021件
有効回収率	92.4%	90.2%	86.5%

##### 【調査結果の見方】

- ・単一回答における構成比(%)は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100%と一致しない場合がある。
- ・構成比(%)は、回答人数を分母として算出している。
- ・表記中のn=は、回答者数を表している。

## (2) 調査結果

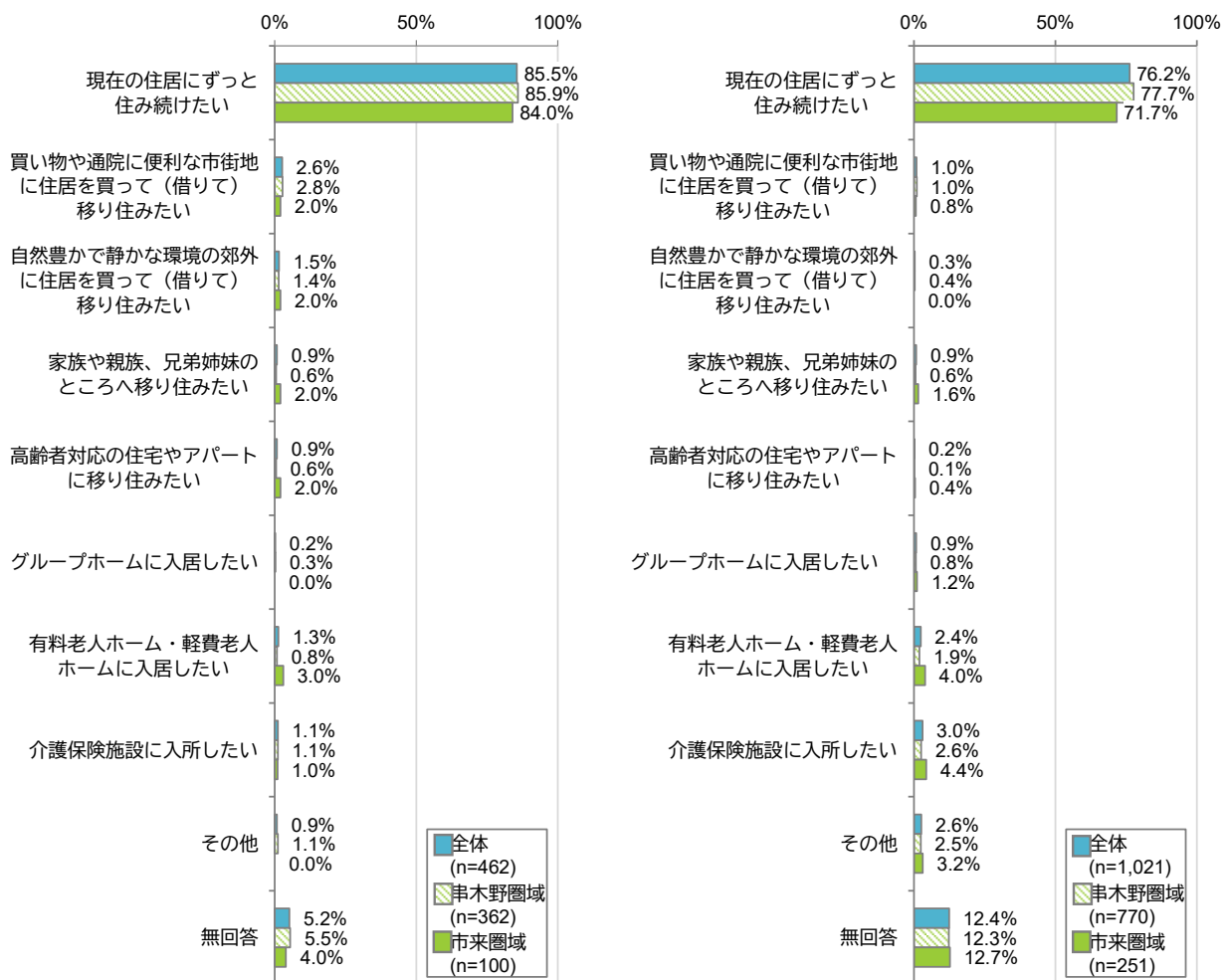
### ①住み慣れた地域での居住意向について

一般高齢者では8割以上が、在宅要介護（要支援）者では7割以上が「現在の住居にずっと住み続けたい」と望んでいることから、今後は、在宅での介護サービスの必要性が高まることが予想されます

今後、あなたが希望する生活場所はどのようなところですか

【一般高齢者】

【在宅要介護（要支援）者】



## ②外出頻度について

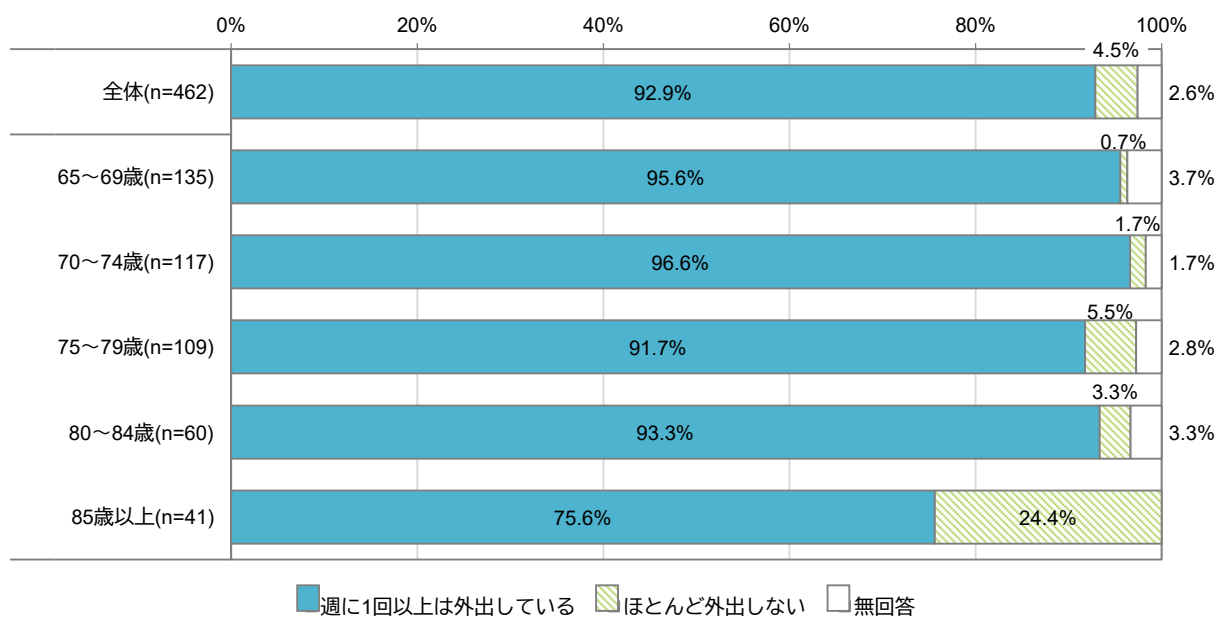
外出頻度について、一般高齢者では9割以上が、週に1回以上は外出している状況です。

在宅要介護（要支援）者では、2割弱（18.8%）が「ほとんど外出していない」と回答していますが、比較的軽度である要支援1においては9割以上が、要支援2においては8割以上が、週に1回以上は外出しています。

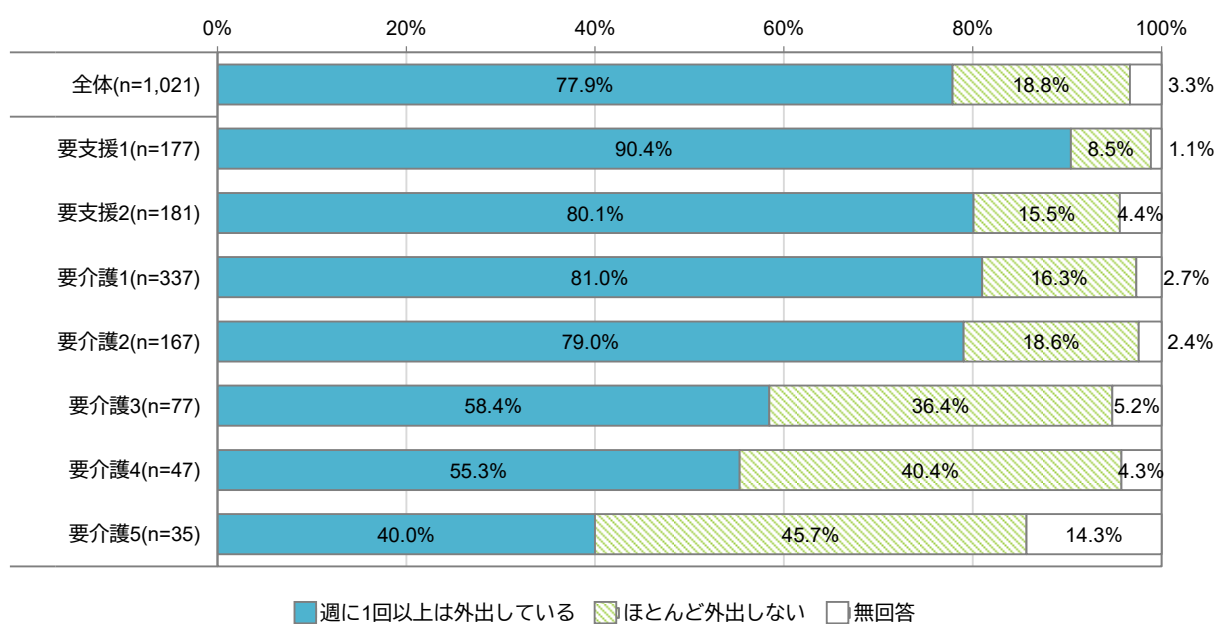
また、介護度が上がるほど、外出の頻度が減少していることがうかがえます。

### 週に1回以上外出していますか

#### 【一般高齢者・年齢別】



#### 【在宅要介護（要支援）者・介護度別】



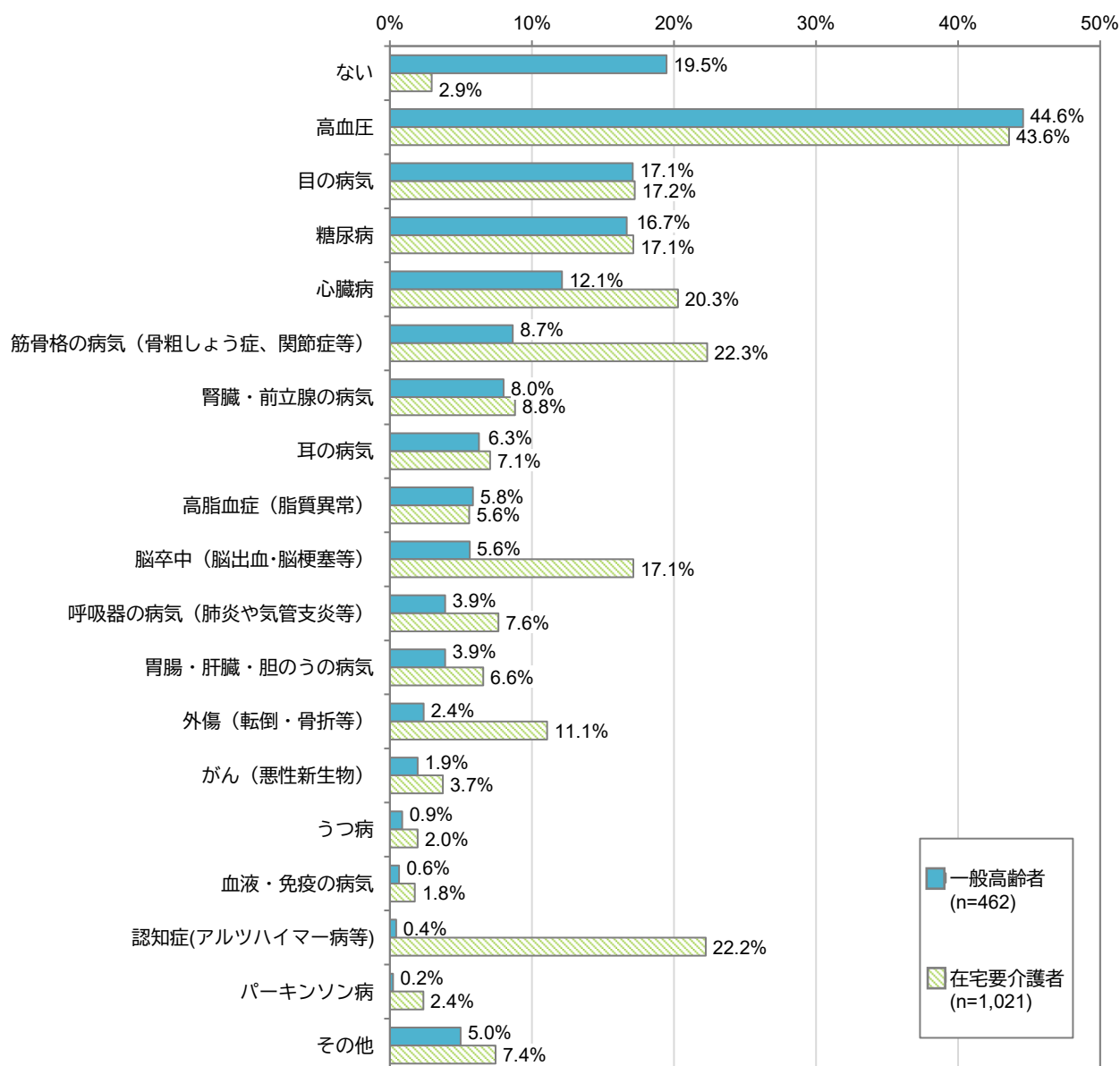
### ③健康状況（疾病）について

現在治療中、又は後遺症のある病気については、一般高齢者、在宅要介護（要支援）者ともに、「高血圧」が最も多く、それぞれ約4割を占めています。

一般高齢者では、次いで「(病気が) ない」、「目の病気」、「糖尿病」の順となっており、一方で、在宅要介護（要支援）者は「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」、「認知症（アルツハイマー病等）」、「心臓病」の順となっています。

現在治療中、又は後遺症のある病気はありますか

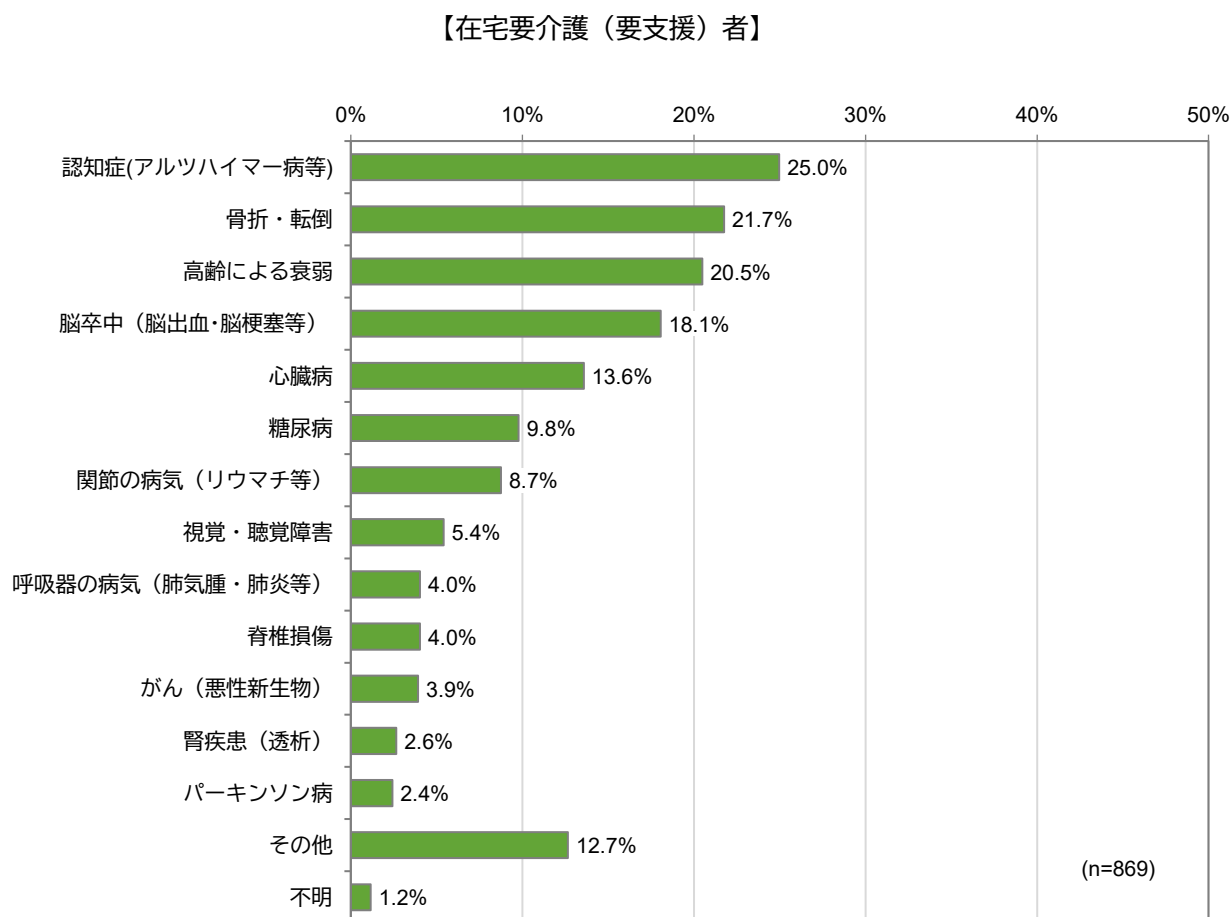
【一般高齢者及び在宅要介護（要支援）者】



#### ④介護等が必要になった主な原因について

在宅要介護（要支援）者について、介護が必要となった主な原因は、「認知症（アルツハイマー病等）」が最も多く約3割を占めています。次いで、「骨折・転倒」、「高齢による衰弱」の順となっています。

介護・介助が必要になった主な原因は何ですか

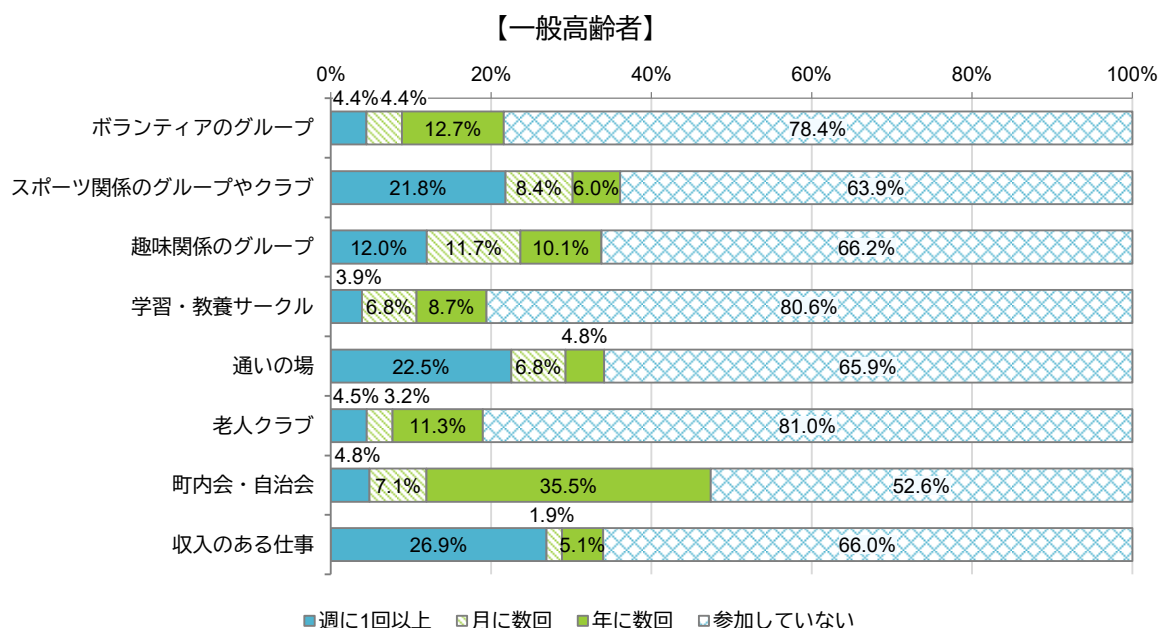


### ⑤社会参加について

一般高齢者の半数以上が、趣味や生きがい「ある」と回答していますが、各種社会参加のうち、週1回以上参加している項目が2割を超えているのは「収入のある仕事」で26.9%、次に「通いの場」が22.5%、「スポーツ関係のグループやクラブ」が21.8%となっています。「老人クラブ」は半数以上が参加しておらず、また、「町内会・自治会」についても年に数回の参加は4割程度となっています。

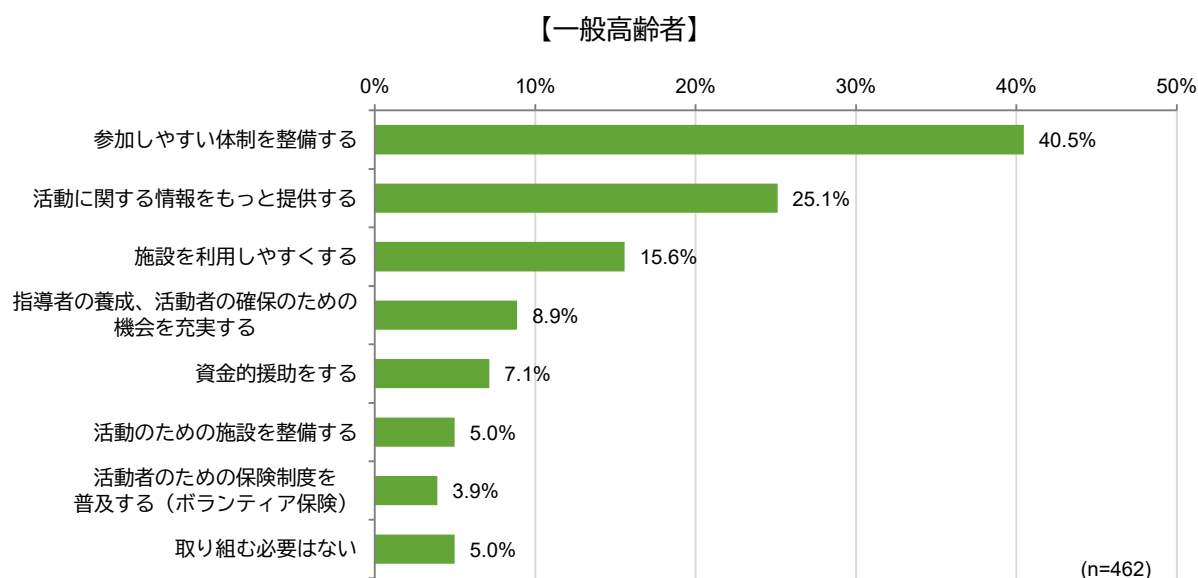
また、高齢者が社会参加する上で、行政が取り組むべきこととしては、「参加しやすい体制を整備する」との意見が最も多く、次いで「活動に関する情報をもっと提供する」、「施設を利用しやすくする」の順で意見が多くなっています。

各種、社会参加について、どのくらいの頻度で参加していますか



※各項目における無回答を除外して回答割合を算出しています。

高齢者が社会参加する上で行政等はどのようなことに取り組む必要があると思いますか





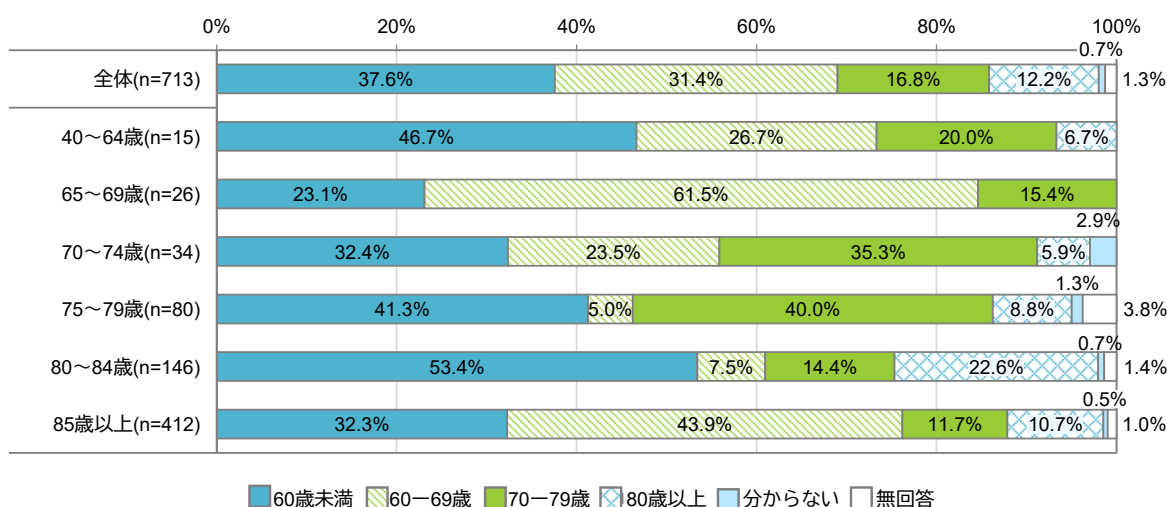
## ⑥介護者の状況について

主な介護者の年齢は、「60歳未満」が約4割を占め、次いで「60～69歳」が約3割を占めていますが、年齢別にみると、老老介護である状況も傾向としては顕著であると考えられます。

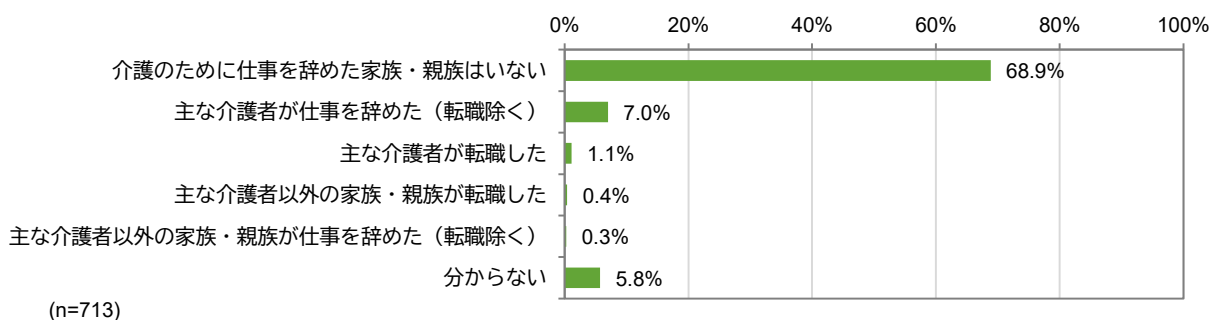
また、介護離職（転職を含む）の状況をみると、「介護のために仕事をやめた家族・親戚はいない」が約7割となっており、「主な介護者が仕事を辞めた」は1割弱となっています。

仕事と介護の両立を図るための勤務先からの支援としては、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」への要望が最も多く、次いで「制度を利用しやすい職場づくり」、「介護している従業員への経済的な支援」といった要望も多くなっています。

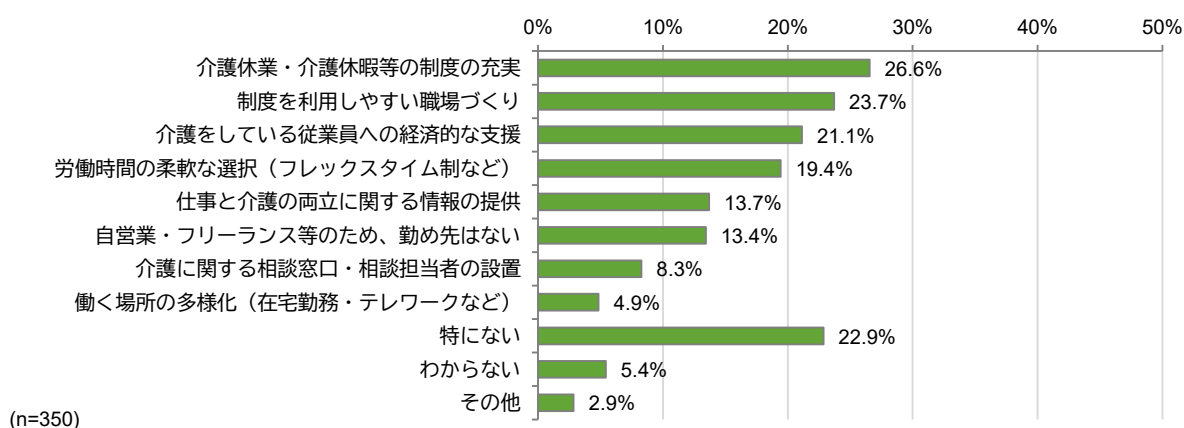
主に介護している方の年齢はおいくつですか  
【在宅要介護（要支援）者】



介護のために、過去、仕事を辞めた家族・親戚の方はいますか  
【在宅要介護（要支援）者】



勤務先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いますか  
【在宅要介護（要支援）者の介護者】



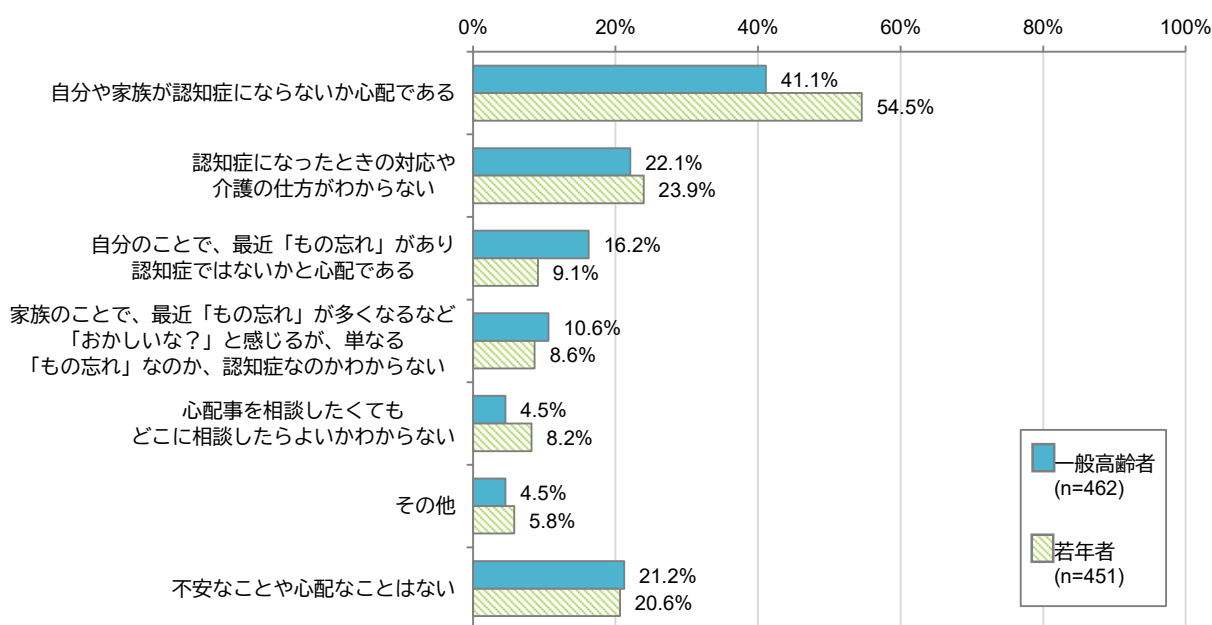
⑦認知症に対する不安・心配事について

若年者、一般高齢者ともに、「自分や家族が認知症にならないか心配である」との不安が最も多くなっており、次いで「認知症になった時の対応や介護の仕方がわからない」との不安の声も多くなっています。

また、認知症の相談窓口の認知度については、約4割が「知らない」という状況です。

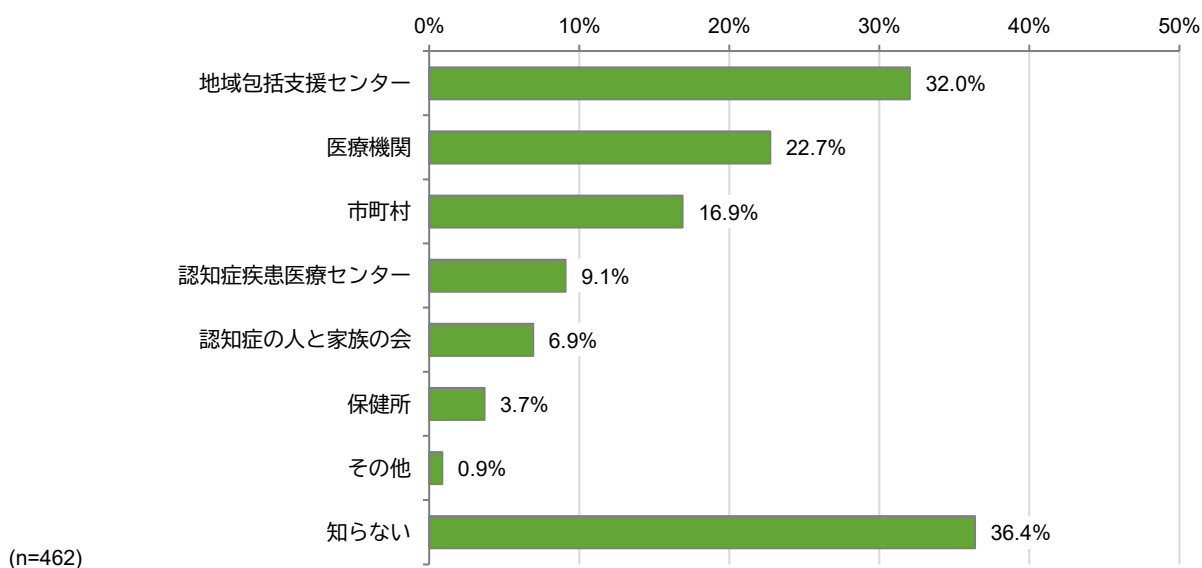
「認知症」について、不安なことや心配なことがありますか

【一般高齢者及び若年者】



認知症の相談窓口を知っていますか

【一般高齢者】

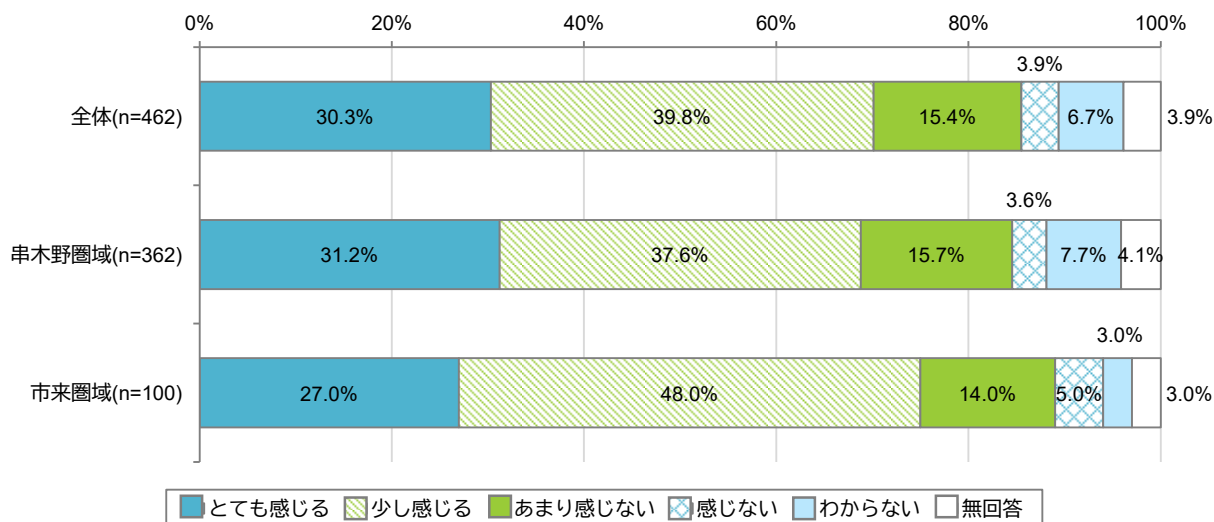


⑧地域のつながりについて

住んでいる地域に対して、全体の 70.1%が地域のつながりを感じており、圏域別にみると、市来圏域では 75.0%が地域のつながりを感じていることがうかがえます。

あなたのお住まいの地域には、地域のつながりがあると感じますか

【一般高齢者】

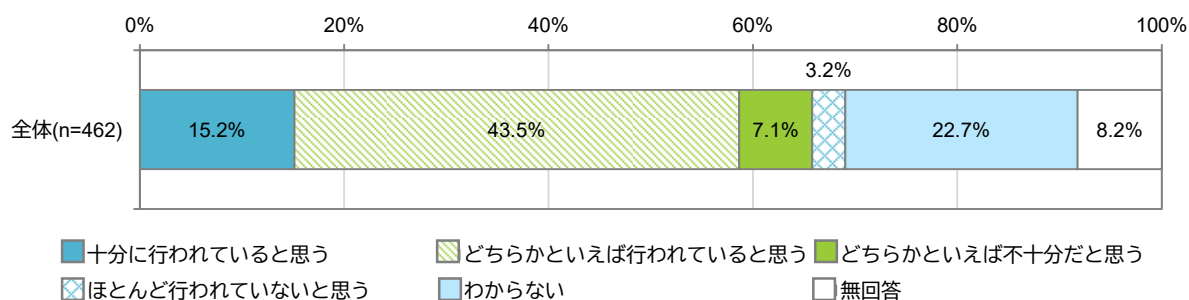


⑨援護を要する世帯への安否確認や見守り活動の状況について

「どちらかといえば行われていると思う」との声が 43.5%と最も多くなっており、「十分に行われている（15.2%）」との声と合わせると約 6 割（60.0%）が、一人暮らしの高齢者や認知症の人など援護を要する世帯への安否確認や見守り活動が行われていると感じています。

あなたのお住まいの地域における、一人暮らしの高齢者や認知症の方など援護を要する世帯への安否確認や見守り活動の状況について、どのように感じますか

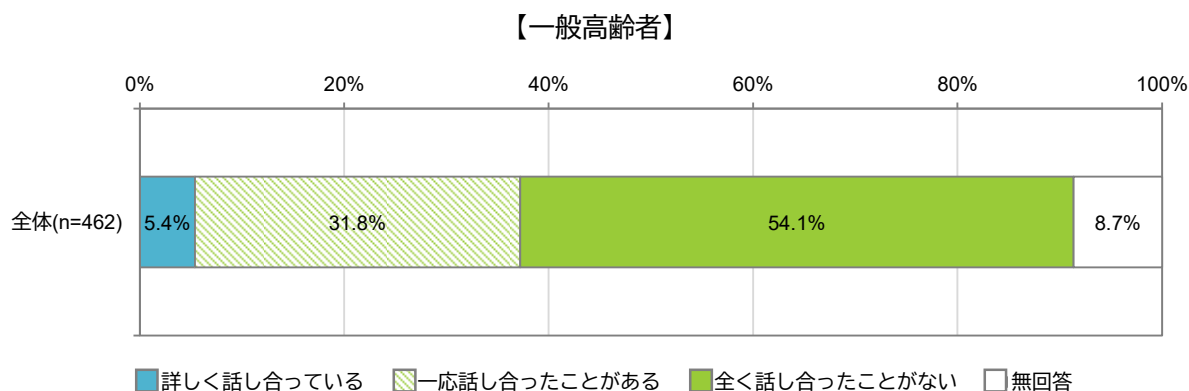
【一般高齢者】



⑩終末医療に関する家族との話し合いについて

終末医療に関する家族との話し合いについては、「詳しく話し合っている」と「一応話し合ったことがある」を合わせると、37.2%となっています。

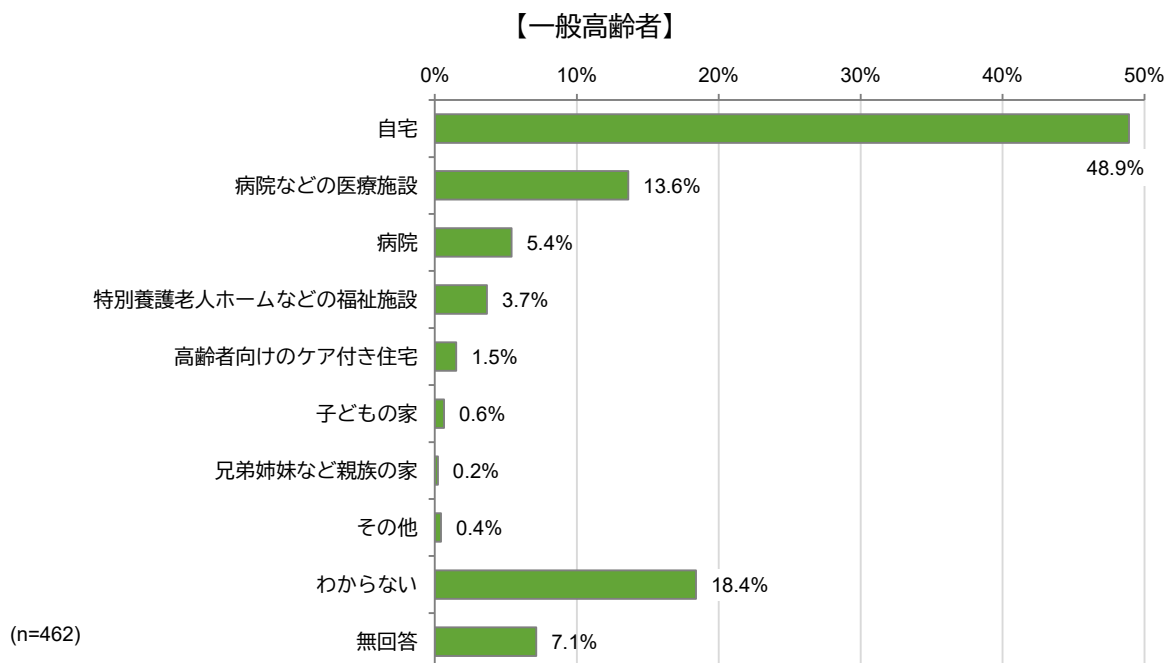
あなたは、ご自身の死が近い場合に受けたい医療や受けたくない医療について、ご家族とどのくらい話し合ったことがありますか



⑪最期を迎えたいと思う場所について

「自宅」が48.9%と最も多く、約半数を占めています。次いで「わからない」、「病院などの医療施設」、「病院」の順となっています。

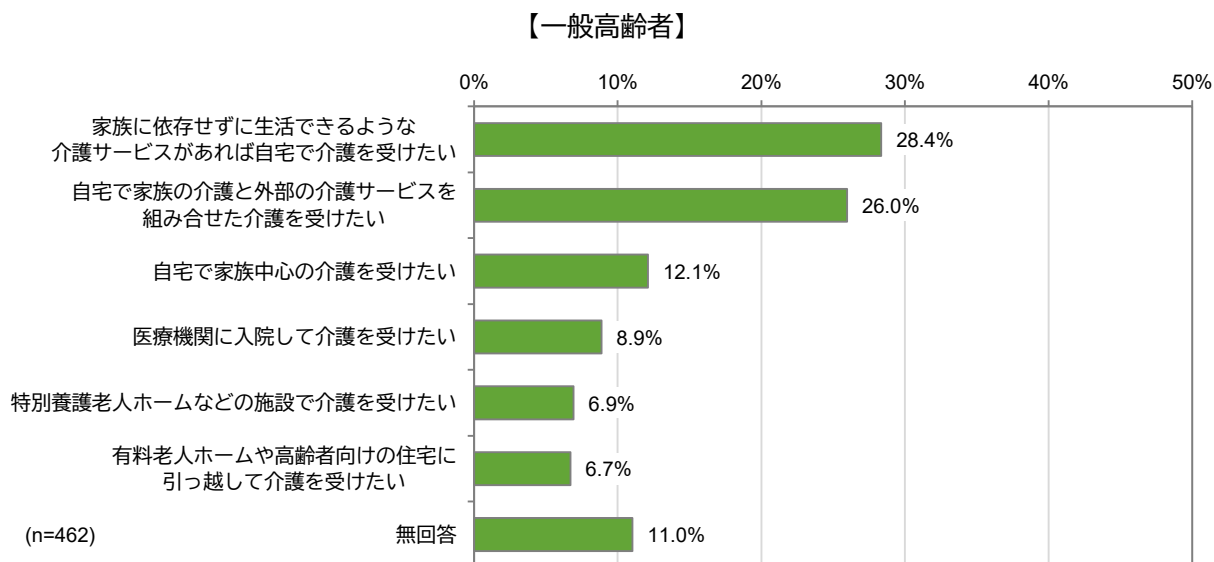
あなたが最期を迎えたいと思う場所はどこですか



⑫受けたい介護の内容について

「家族に依存せずに生活できるような介護サービスがあれば自宅で介護を受けたい」が28.4%と最も多く、次いで「自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせた介護を受けたい(26.0%)」、「自宅で家族中心の介護を受けたい(12.1%)」の順となっています。

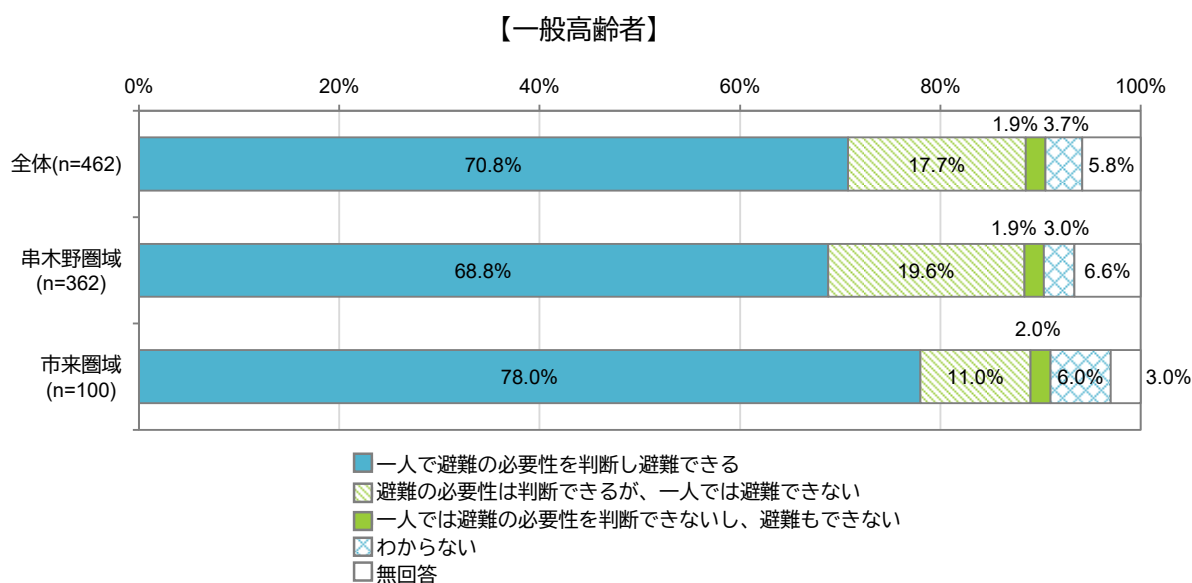
あなたが仮に介護を受けることになった場合、どのような介護を受けたいですか



⑬災害時等の避難について

災害時に、「一人で避難の必要性を判断することができない」、又は「一人で避難場所まで避難できない」、「わからない」といった避難困難者は、23.3%と約2割を占めており、圏域別には特に大きな差異はみられません。

災害時（台風や地震等）に、一人で避難の必要性を判断し、避難場所まで避難できますか

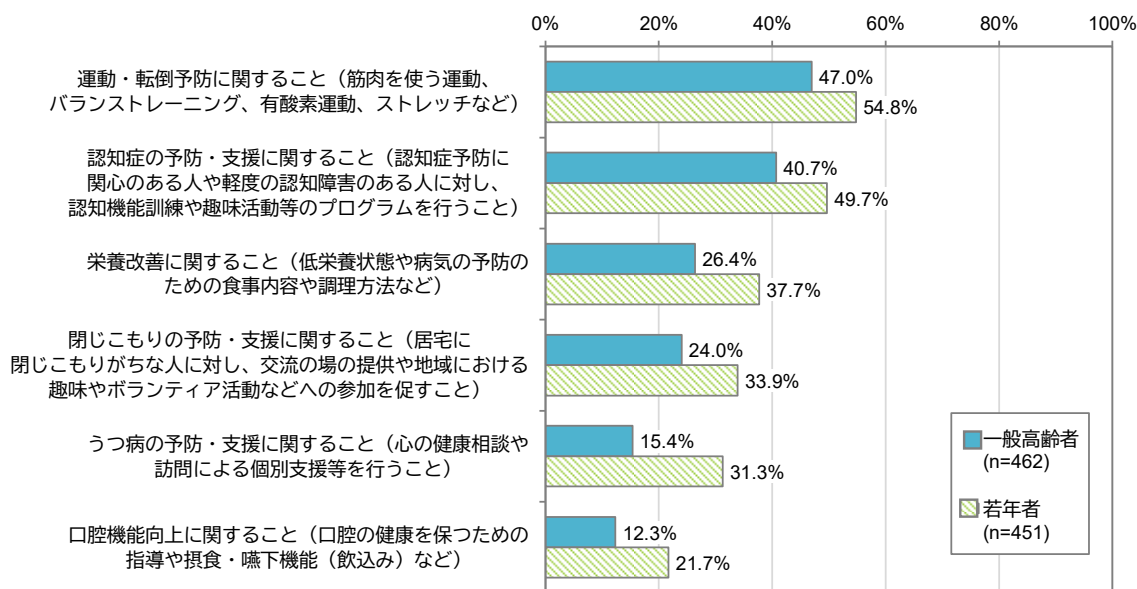


⑭介護予防に関する取組で求められていることについて

一般高齢者、若年者ともに「運動・転倒予防に関すること」への要望が最も多く、次いで「認知症の予防・支援に関すること」、「栄養改善に関すること」等の要望が多くなっています。

介護予防のための取組を進める上で行政等はどのようなことに取り組む必要があると思いますか

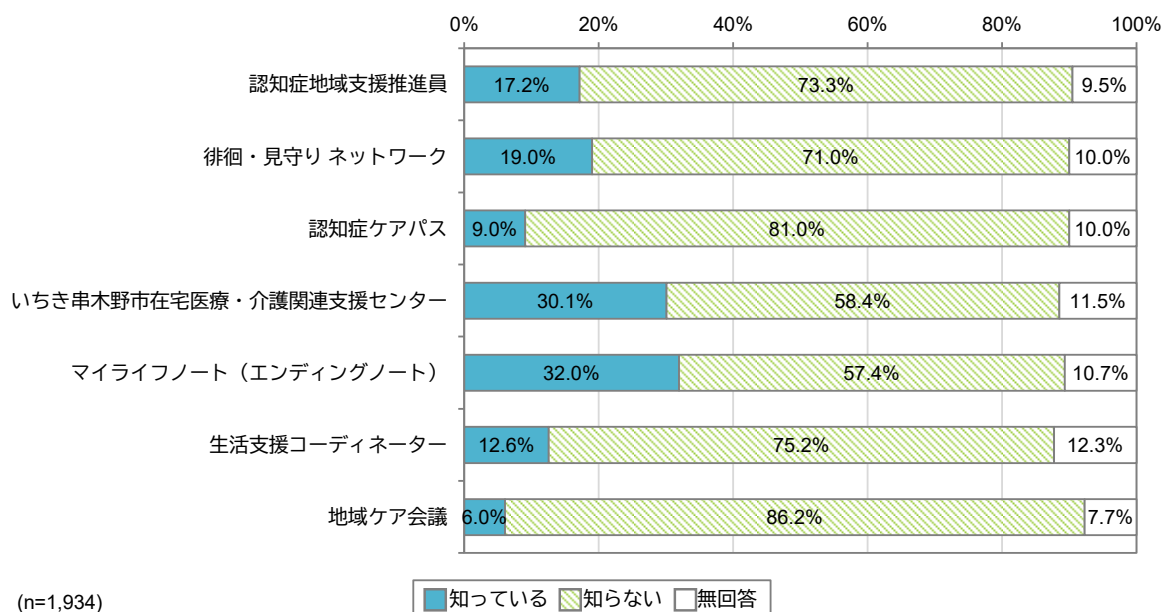
【一般高齢者及び若年者】



⑮本市の高齢者施策の認知度について

「いちき串木野市在宅医療・介護連携支援センター」「マイライフノート (エンディングノート)」については知っているが3割を超えているものの、「認知症ケアパス」や「地域ケア会議」、「生活支援コーディネーター」については約1割となっており、全体的に、各種高齢者施策の認知度は低いことがうかがえます。

いちき串木野市が推進している各種高齢者施策について知っていますか  
【若年者及び一般高齢者、在宅要介護(要支援)者の合算】



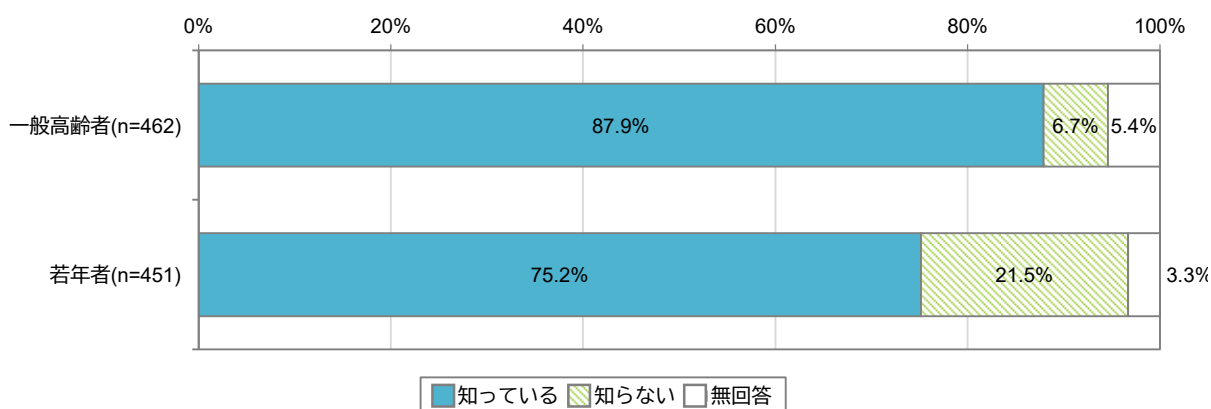
⑩ころばん体操について

本市で取組が進められている、地域づくりによる介護予防『ころばん体操』については、一般高齢者では約9割、若年者で約8割、が「知っている」ことから、認知度は高いことがうかがえます。

また、ころばん体操を知っていると答えた方のうち、一般高齢者の22.4%が「参加している」となっていますが、若年者では0.9%となっています。

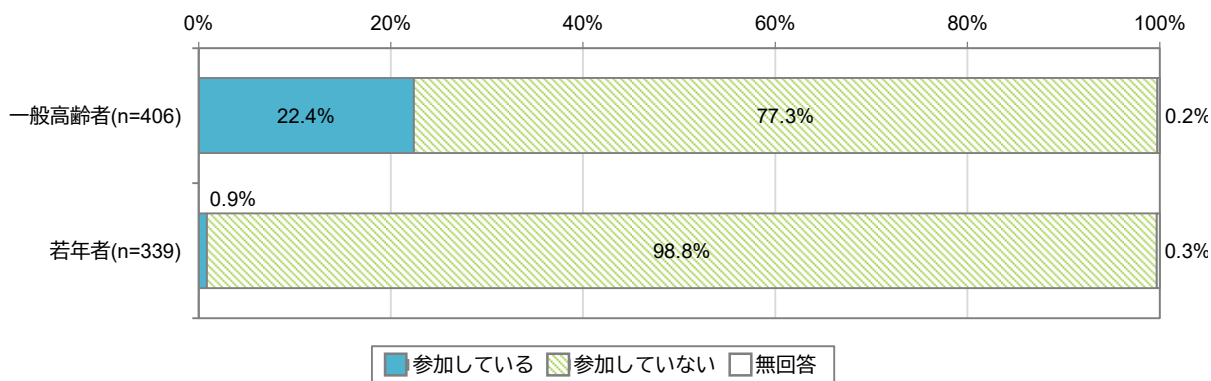
「ころばん体操」を知っていますか

【一般高齢者及び若年者】



「ころばん体操」に参加していますか

【一般高齢者及び若年者】



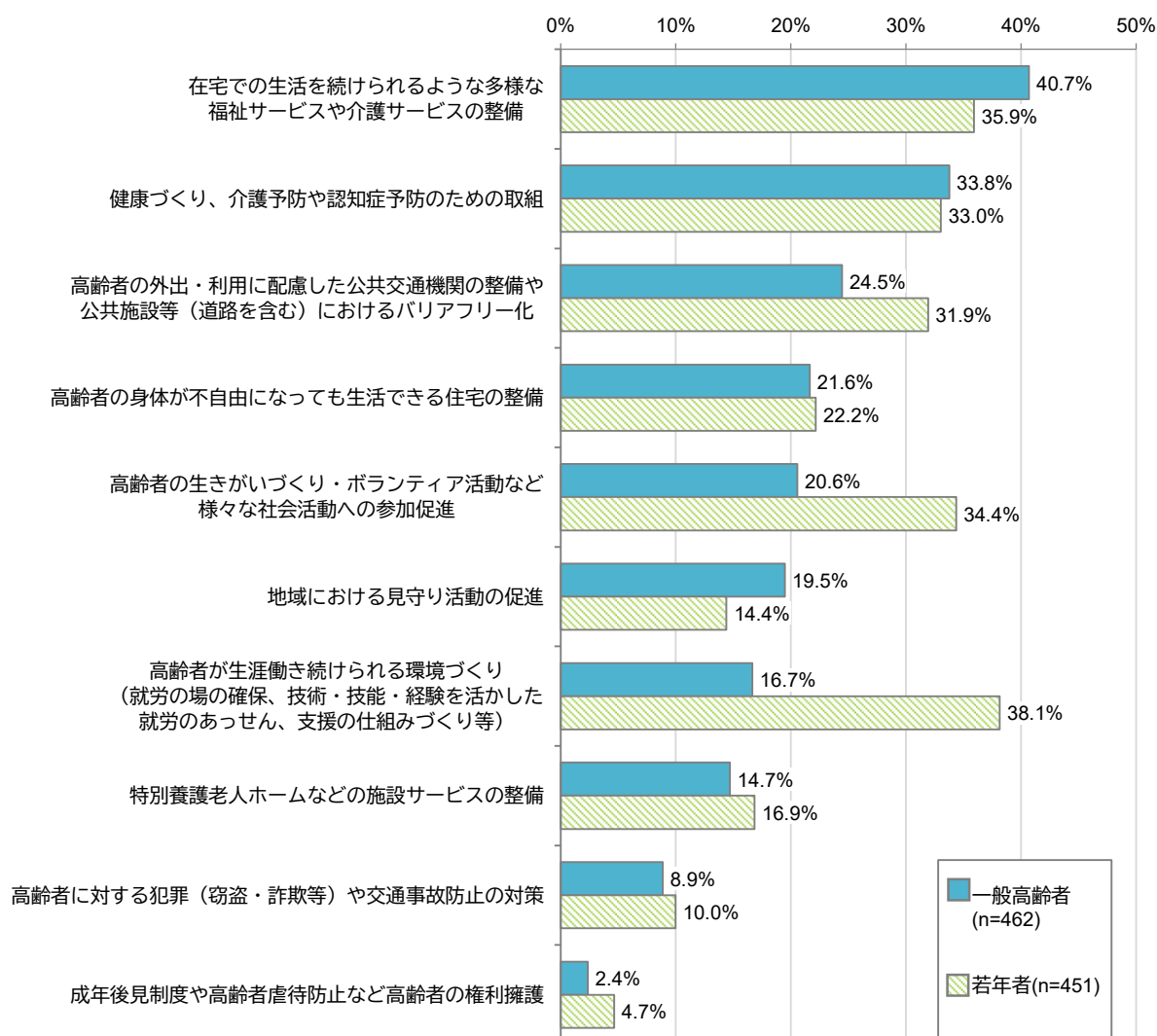
⑰高齢者施策に求めるものについて

一般高齢者では、「在宅での生活が続けられるような多様な福祉サービスや介護サービスの整備」との要望が最も多く、次いで「健康づくり、介護予防や認知症予防のための取組」、「高齢者の外出・利用に配慮した公共交通機関の整備や公共施設等（道路を含む）におけるバリアフリー化」の順で要望が高くなっています。

若年者では、「高齢者が生涯働き続けられる環境づくり」との要望が最も多く、次いで「在宅での生活が続けられるような多様な福祉サービスや介護サービスの整備」、「高齢者の生きがいづくり・ボランティア活動など様々な社会活動への参加促進」の順で要望が高くなっています。

高齢者が住み慣れた場所で安心して暮らしていける地域づくりに向けて、行政等はどのようなことに取り組む必要があると思いますか

【一般高齢者及び若年者】





## 4 高齢者を取り巻く課題

医療や介護のニーズが高くなる後期高齢者の割合が年々増加傾向にあり、介護や生活支援を必要とする高齢者が増えることや、社会の担い手となる生産年齢人口の急激な減少により、一人ひとりの介護に係る負担が増えることが予想されます。このため、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加できることが重要です。

また、一人暮らしの高齢者及び夫婦のみの高齢世帯や認知症高齢者等、支援を必要とする高齢者が増加しており、認知症に対する正しい知識と理解に基づいた認知症への備えとしての取り組みや支援を必要とする高齢者の在宅生活を支えるための生活支援体制整備の必要性が高まっています。多様な生活支援・介護予防サービスを整備していくために、生活支援コーディネーターや協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の要請、資源の創出等を通じ、NPO、民間企業、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援・介護予防サービスを担う事業主体の支援、協働体制の充実・強化を図ることが重要となってきます。

さらに、高齢者の多くが、自宅での生活や介護を希望しており、高齢者が介護や医療の必要性が高くなっても、いつまでも住み慣れた地域で自立した生活が続けることができるよう、住まいの確保、在宅医療・介護連携の推進、在宅生活を支える介護サービスの拡充が不可欠であることから、地域包括ケアシステムの機能強化が急務となっています。

介護を必要とする高齢者の増加に加えて、生産年齢人口が減少し、介護分野の人的制約が強まる中、ケアの質を確保しながら必要なサービス提供が行えるようにするため、業務の効率化及び質の向上に取り組んでいくことが不可欠です。また、家族介護者が精神的、肉体的、経済的に大きな負担を抱えるケースも増えてきており、介護人材の確保を図るとともに、介護離職をなくすよう家族介護者への支援が必要となります。

## 第3章 基本理念等

### 1 基本理念

本市の進むべき方向としての基本的指針となる「いちき串木野市第2次総合計画」では、「住み続けたいまち 住んでみたいまちづくり」を基本理念とし、保健・医療・福祉分野について『健康で文化的な生活を営める「元気で安心できるまちづくり」』を基本方針として、その実現を図ることとしております。

その実現のため、高齢者の保健福祉及び介護事業においては、人口減少及び高齢化が進む中、高齢期になっても豊富な知識や経験、技能等を生かした社会参加できる環境づくりや、医療や介護の支援が必要な状態の高齢者等や何らかの支援が必要な方でも、可能な限り自宅等で自身の意思が尊重され、安心して生活していけるよう市民をはじめ、各種事業者や専門職が連携・協働して生活を支える地域包括ケアシステムの構築を推進する必要があります。

これを踏まえ、今回策定するいちき串木野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画では、市民の理解と参画を得て、支えあいの中で暮らせる地域づくりを目指すべく、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう地域包括ケアシステムのより一層の推進を目指し、以下のように基本理念を設定します。

#### 【基本理念】

— 支えあいにより住み慣れた所で  
自分らしく暮らし続けられる安心のある地域づくり —

【いちき串木野市第2次総合計画基本理念】

「住み続けたいまち 住んでみたいまちづくり」

【いちき串木野市第2次総合計画基本方針】

『健康で文化的な生活を営める「元気で安心できるまちづくり」』

【いちき串木野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本理念】

支えあいにより住み慣れた所で  
自分らしく暮らし続けられる安心のある地域づくり

## 2 日常生活圏域の設定

本市は、市中心部を南北に縦断する国道3号や市内に有するJR3駅、インターチェンジ2箇所など恵まれた交通基盤のもと路線バス、周辺部と中心部を結ぶいきいきバスやいきいきタクシーの運行などにより、市中心部と周辺部が概ね30分以内に移動できる地理的状況であります。

地域包括ケアシステムの推進により、地域の実態に合わせた介護サービスの提供等が不可欠となっており、今後在宅サービスの充実を図る上で、地域密着型サービスや介護予防・日常生活支援総合事業については、住民が日常生活を営む単位が望ましいこと、また、よりきめ細かい地域性や地域の実情に即した地域支援事業の推進を図る観点から、日常生活圏域について串木野地域、市来地域の2圏域として設定します。

日常生活圏域



圏域名	地区	人口	高齢者数	高齢化率
市来圏域	川南、川北、湊、湊町、川上	5,997人	2,255人	37.6%
串木野圏域	冠嶽、生福、上名、大原、中央、本浦、野平、照島、旭、荒川、羽島	21,423人	8,005人	37.4%

※出典：住民基本台帳（令和2年9月末現在）より

圏域別介護サービス事業所状況

サービス種類	串木野圏域	市来圏域	合計
居宅サービス	15	8	23
訪問介護	—	2	2
訪問看護	1	1	2
通所介護	3	1	4
通所リハビリテーション	5	1	6
短期入所生活介護	2	1	3
短期入所療養介護	5	2	7
地域密着型サービス	11	6	17
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	—
夜間対応型訪問介護	—	—	—
認知症対応型通所介護	—	—	—
小規模多機能型居宅介護	1	1	2
認知症対応型共同生活介護	6	2	8
地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	—	1
看護小規模多機能型居宅介護	1	—	1
療養通所介護	—	—	—
地域密着型小規模通所介護	2	3	5
施設サービス	5	4	9
介護老人福祉施設	1	1	2
介護老人保健施設	3	1	4
介護療養型医療施設	1	—	1
介護医療院	—	1	1
特定施設入居者生活介護	—	1	1
居宅介護支援	6	1	7
介護予防支援	—	1	1

※出典：いちき串木野市 健康増進課（令和2年12月現在）

## 第4章 高齢者福祉施策の総合的な推進

### 1 高齢者福祉施策の体系

本市では、本計画の基本理念である「支えあいにより住み慣れた所で自分らしく暮らし続けられる安心のある地域づくり」を実現するため、計画が目指す基本目標を掲げるとともに、基本目標ごとに重点的に取り組むべき項目を設定し、これに基づき各種施策を体系的に講じていきます。

#### 【基本理念】支えあいにより住み慣れた所で 自分らしく暮らし続けられる安心のある地域づくり

##### 【基本目標1】 地域で生きがいを持ちいきいきと暮らす

- (1) 健康づくり・介護予防の推進
- (2) 生きがいづくりと社会参加の推進
- (3) 雇用・就業等への支援
- (4) 家族介護者への支援の充実

##### 【基本目標2】 住み慣れた地域でお互いを支え合う

- (1) 地域包括支援センターの適正な運営
- (2) 認知症施策の総合的な推進
- (3) 在宅医療・介護連携を図るための体制整備
- (4) 生活支援体制整備の推進
- (5) 安心安全な暮らしに係る施策の推進
- (6) 権利擁護・虐待防止の推進

##### 【基本目標3】 介護・福祉サービスの充実と安定した提供体制を確保する

- (1) 介護サービスの充実促進
- (2) 福祉・生活支援サービスの充実
- (3) 介護人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上
- (4) 介護保険制度の適切な運営

## 2 【基本目標1】地域で生きがいを持ちいきいきと暮らす

高齢者だけでなく、その家族も含めて健康づくりや介護予防への取組を充実させるとともに、生きがいづくりや就労に関する支援等を推進します。

### (1) 健康づくり・介護予防の推進

健康づくりに対する知識の普及啓発に努めるとともに、高齢者が参加しやすい健康づくり事業を展開し、高齢者の生活習慣の改善を図りながら元気な高齢者づくりを推進します。

また、介護が必要な状態になることを予防するため、心身の状態の改善だけでなく、健康寿命をできる限り伸ばし、住み慣れた地域の中でいきいきとした生活や人生を営むことができるよう介護予防事業を推進していきます。

このため、「ころぼん体操」や「高齢者元気度アップ地域活性化事業」などを通して多様な参加の場づくりと、高齢者が生きがいと役割をもって生活できるような地域づくりを推進していきます。

### 【具体的な取組】

#### ①健康づくり意識の啓発活動

広報紙に毎月、健康なまちづくりシリーズとして、喫煙・飲酒・食事・運動・こころ・がん検診・健康診査の必要性などを掲載するとともに、出前講座等を通じ、健康づくりの意識啓発を行っています。

今後は、各種検診等の機会を通じ、健康教育やパンフレット等の配布のほか、広報紙による啓発を行います。また、食事の重要性やバランスの良い食生活、口腔清掃、咀嚼機能訓練の指導・実技等を通じ、健康意識の啓発を行うとともに、各地区のまちづくり協議会や健康地域づくり推進員など住民主体による健康づくり活動の取組への支援を行います。

#### ②高齢者健康づくり事業

生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を推進するために、健康づくりなどの活動を行う高齢者クラブに活動費の助成を行います。

#### ③健康診査・各種がん検診

高齢期を健康に過ごすためには、壮年期から市民一人ひとりが主体的に検診を受診することが大切です。

広報紙や防災無線でがん検診等の受診勧奨を行うとともに、特定健診については、「健康づくり（特定健診受診率アップ）事業交付金」制度を創設するなどし、各地区のまちづくり協議会や推進員を通じ、受診率向上を図るとともに、出前講座等を通じ、検診の必要性の啓発に努めています。

また、複数のがん検診と特定健診をセットにした総合健診を実施するなど、市民にとって利便性の向上を図るとともに、今後も、健康教育・健康相談等あらゆる機会をとらえ啓発を行い、受診率の向上に努めます。

#### ④感染症予防

65歳以上を対象として、インフルエンザ予防接種、肺炎球菌ワクチン接種の助成を行います。

#### ⑤保健医療との連携

本市ではこれまでに、それぞれのライフステージに応じた健康づくりやメタボリックシンドロームを含む生活習慣病予防に努めていますが、平成23年度からは、糖尿病や高血圧対策としての「生活習慣病重症化予防対策」に取り組んでおり、今後も保健事業と十分に連携をとりながら介護予防を推進していきます。

また、医療と介護との多職種の連携・情報共有を進め、安心して在宅生活を送れるよう支援していきます。

今後は、市国保や後期高齢者医療部門と連携して健診情報等の共有を図り、集いの場であるころぼん体操を活用した高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を進めます。

#### ⑥一般介護予防事業の推進

高齢者等が心身の状況等によって分け隔てられることなく集える自主的な住民主体の集いの場で、継続して介護予防等の取組が実施されるような地域を目指して、介護予防に関する知識の普及啓発や地域における活動の育成・支援を行います。

また、事業の実施にあたっては、PDCAサイクルによる効果的な事業運営に努めます。

#### ●介護予防対象者把握事業

地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、引きこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防や市が実施する介護予防教室へつなぐことを目的としています。

第7期では主にころぼん体操の未実施地区の高齢者を対象として、事業を実施しましたが、対象者数に比べ、参加希望者が少ないため訪問件数も少なくなっています。

このため令和2年度からそれまでの介護予防教室を、専門職が属する通所介護予防事業所に委託して短期集中的に筋力アップ運動や脳活性化トレーニング、口腔体操、栄養講話等を行う通所型サービスCで対応することとして個々の状態に応じた生活機能改善に取り組んでいます。

第8期では、この通所型サービスCへつなぐ対象者を広く把握する必要があることから、高齢者実態把握調査を行う調査員等と連携、情報共有を図り対象者の把握に努めます。

区分	項目	【実績値】			【計画値】		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防事業対象者 把握訪問	訪問件数	60件	77件	2,280件	2,340件	2,340件	2,340件

※平成30年度及び令和元年度の実績は、介護予防教室対象者に対する訪問件数

## ●介護予防普及啓発事業

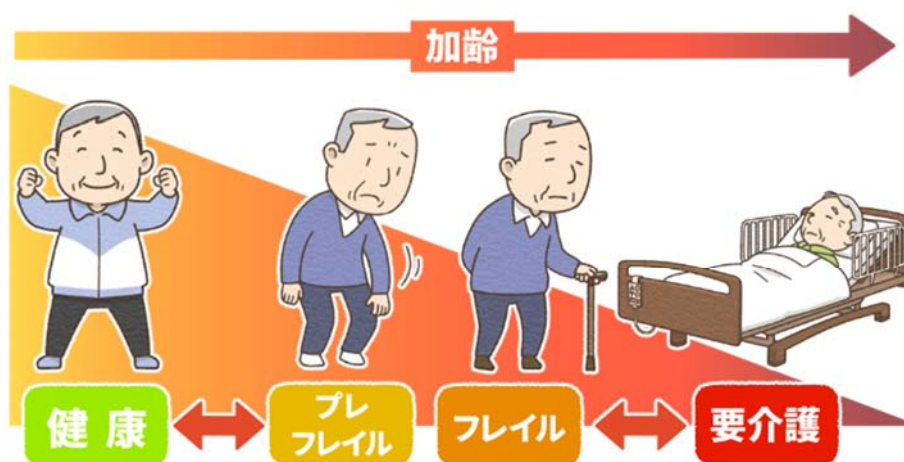
介護予防の知識の普及と実践のため、広報紙への掲載をはじめ、各公民館や高齢者クラブ等への健康教室や健康相談等での出前講座、在宅福祉アドバイザー（ともしびグループ）研修時など、他課との連携を行いながら、65歳以上の高齢者のみならず、若年者にも情報を発信しています。

第7期では、「おうち de ころばん体操」や「フレイル予防」の広報紙掲載やホームページによる啓発のほか、出前講座において、介護予防や認知症、在宅医療等について市民へ趣旨普及を図ってきました。又、転倒リスクの防止や栄養改善、口腔機能訓練をメニューとした介護予防教室を開催しましたが、新規参加者の増加が図れない状況となっていました。

第8期では、引き続き介護予防等について広報紙・ホームページを活用して広く市民に周知するとともに、出前講座の要請には、団体の大小、休日夜間を問わず対応し、趣旨普及を図ります。

また、ころばん体操未実施地区の高齢者を対象とした、介護予防教室による生活機能改善の取組は通所型サービスCへ移行し、新たに認知機能低下を予防する教室等を実施します。

区分	項目	【実績値】			【計画値】		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出前講座	開催回数	41回	33回	8回	20回	20回	20回
	延べ参加人数	1,328人	1,020人	193人	400人	400人	400人
介護予防教室 (R2～認知機能)	開催回数	36回	36回	15回	24回	24回	24回
	延べ参加人数	582人	734人	300人	480人	480人	480人





## ●地域介護予防活動支援事業

年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、「ころばん体操」を実施しており、お世話役さんとして活動される市民を対象としたボランティア育成のための研修会等も行っています。

第7期ではころばん体操が143公民館中111公民館、95か所立ち上がり、高齢者人口の約2割が参加する一大介護予防事業となっていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により長期間活動自粛する団体も少なくありませんでした。

第8期では、感染症等の予防に関する情報を的確に提供し、実施している団体に引続き継続支援を行うとともに、活動自粛した場合に自宅で取り組める体操等の啓発も必要に応じて行います。あわせて参加していない高齢者の掘り起こしや新規加入促進の支援を行います。

また、多くの高齢者が集う場となっているころばん体操の機会を活用し、高齢者保健事業部門と連携し医療健診情報を活用するなど、疾病予防・重症化予防の取組を行います。

区分	項目	【実績値】			【計画値】		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ボランティア育成のための研修会	開催回数	5回	3回	7回	5回	5回	5回
	延べ参加人数	183人	63人	100人	100人	100人	100人
ころばん体操	実施公民館数	103公民館	109公民館	111公民館	110公民館	110公民館	110公民館
	実参加人数	2,006人	1,995人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人

## ●高齢者元気度アップ地域活性化事業

高齢者の健康増進・社会参加等の促進を目的としたポイント制度であり、あらかじめ登録された高齢者の方や高齢者を含むグループに、活動に応じてポイントを付与する事業を推進していきます。

第7期では、ころばん体操実施団体を中心に登録数が増加しています。又住民主体によるごみ出しや話し相手等の生活支援を行う団体にも活用し、モデル地区において4団体が事業実施しました。

第8期では、引き続きころばん体操団体の活動支援に活用するとともに、生活支援のボランティア団体の立ち上げ等にも利用を促進していきます。

区分	項目	【実績値】			【計画値】		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個人	登録人数	2,106人	2,211人	2,150人	2,200人	2,250人	2,300人
グループ	登録グループ数	112グループ	122グループ	125グループ	130グループ	140グループ	150グループ

## ●一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体に関して評価を行い、その結果に基づいて、各種事業の改善を図っていきます。

## ●地域リハビリテーション活動支援事業

市内の医療機関や事業所等に所属しているリハビリテーションに関する専門的知見を有する専門職が、高齢者の有する能力を評価して、改善の可能性を助言するなど、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等での介護予防活動の取組を総合的に支援しています。

第7期では、ころぼん体操において専門的知識を生かした段階的な技術指導支援や口腔機能向上を図るひっかけん体操の普及に市内事業所や学校に勤務するセラピストの協力を得て支援を実施しましたが、新型コロナウイルス感染症の予防のため、活動数は減少しています。

第8期では、第7期に引続き主にころぼん体操への支援及びケアマネジメント支援会議への参画を継続し、在宅での生活機能向上のため、利用者の自宅や介護サービス事業所を訪問し専門的知見を活かしたアドバイスを行う事業を実施します。

区分	項目	【実績値】			【計画値】		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域リハビリテーション活動	開催回数	70回	99回	45回	100回	105回	110回
	専門職参加人数	78人	115人	63人	100人	110人	120人

## ⑦介護予防・生活支援サービス事業

高齢者に対して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるための支援や、要介護状態等になることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的としています。市民や事業者など地域全体へ自立支援・介護予防に関する普及啓発を進め、多様なニーズに応える多様なサービスの提供体制を確保するため、第8期では住民が主体となって支援を行う訪問型・通所型サービスBの、事業内容等の検討を進め、整備を目指します。この住民主体による支援には国が新たに示した居宅要介護被保険者についても必要に応じて対象者とします。

## ●訪問型サービス

区分	【実績値】	8期整備目標数				令和5年度 目標値
	指定	指定	委託	補助	市直営	
訪問相当サービス	1					1
訪問型サービスA	—					—
訪問型サービスB	—			3		3
訪問型サービスC	—				1	1

※訪問相当サービス：旧介護予防訪問介護等に相当するサービス

訪問型サービスA：緩和した基準によるサービス

訪問型サービスB：住民主体による支援

訪問型サービスC：短期集中予防サービス

## ●通所型サービス

区分	【実績値】	8期整備目標数				令和5年度 目標値
	指定・委託	指定	委託	補助	市直営	
通所相当サービス	9					9
通所型サービスA	3					3
通所型サービスB	—			3		3
通所型サービスC	1					1

※通所相当サービス：旧介護予防通所介護等に相当するサービス

通所型サービスA：緩和した基準によるサービス

通所型サービスB：住民主体による支援

通所型サービスC：短期集中予防サービス

## (2) 生きがいづくりと社会参加の促進

本市では、高齢者の生きがいづくりや社会参加の推進として、多様化する住民の活動に対応するため、指導者の養成・資質の向上に努め、関係団体の育成・強化を図っていきます。

また、高齢者が健やかで生きがいのある生活を送るため、いつでも、どこでも、だれでも参加できる多様な学習機会を提供するとともに、長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かし地域社会を構成する重要な一員として、高齢者クラブやボランティア活動をはじめとする社会活動に主体的、積極的に参加する環境づくりを推進します。

### 【具体的な取組】

#### ①すこやかおせんしのスポーツ大会・すこやかおせんしのグラウンドゴルフ大会

高齢者がスポーツを通じて親睦と融和を図ることにより、健康保持と生きがいづくりを推進します。この事業は、高齢者の社会参加の促進、引きこもりの防止という面から、大変効果が期待されています。

現在、高齢者クラブ会員を対象としており、魅力的な活動を通して、参加者の増に努めます。

#### ②高齢者クラブ活動の支援

教養の向上、健康の増進、レクリエーション、地域社会や各世代との交流、社会奉仕活動などを行う高齢者クラブに対し、助成を行います。

高齢者クラブが、活動の積極的な展開や効果的な成果をあげるために、組織育成や会員の加入率向上及び各種指導者養成のための研修の充実を図り、会員のニーズや地域の実情に適応した自主性、独創性のある魅力的な活動ができるよう支援します。

また、高齢者の地域活動やボランティア活動などの社会貢献活動も支援します。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者クラブ (団体)	53	52	51	51	52	52
会員数 (人)	2,221	2,249	2,182	2,200	2,230	2,250

### ③高齢大学

高齢者が、急激な社会の変化への適切な対応、増えつつある自由時間の効率的活用、多様化する物事の価値観等を学習することで、生きがいや心豊かな生活への意識向上を図ります。

### ④文化財等保存事業

子ども会・高齢者クラブ等への積極的な参加により、地域の環境整備や、文化財等の保存が図られ、地区の活性化や融和が大いに推進されていることから、文化財等保存活動に補助を行い、高齢者が自らの経験を生かせる貴重な文化財等を保存し、後世への伝承に対して支援に努めます。

### ⑤ボランティア育成事業

社会福祉協議会と連携を図り、地域活動やボランティア活動に関する PR、ボランティア育成講座の開催など高齢者はもとより、多くの住民がボランティア活動に参加しやすい環境整備に努めるとともに、幅広い活動支援を行い、ボランティア活動が地域全体で継続的かつ自主的に展開されるような体制づくりを行います。

今後も、社会福祉協議会のボランティアセンターと連携を図り、各地域の特異性を活かして行われるさまざまな地域の活動を支援し、研修・広報などを通じて参加者の拡充を図り、情報の共有と自助・互助の精神をもって地域福祉をともに支え、協働のまちづくりを進める人材を育成します。

また、地域包括支援センターが行っている高齢者元気度アップ・ポイント事業や、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業を活用し、支え手として期待できる元気高齢者の社会参加の促進を図ります。さらには、生活支援コーディネーターと協働して、地域内のごみ出し等に困っている高齢者等の支援を行う困りごと支え隊の趣旨普及及び育成を図るとともに、介護施設等の人材不足を補うボランティアを育成するため介護手法等の研修会を開催します。

## (3) 雇用・就業等の支援

高齢者の生きがいづくり、健康づくりの促進のために、高齢者の就業・就労支援の推進は、重要な施策の一つです。

そのため、健康で働く意欲を持っている高齢者がその経験や能力を活かして地域社会への参加を実現し、生きがいを見出すことができるよう、生涯現役促進協議会や市立ハローワーク、シルバー人材センターと連携して就業の場の確保に努めます。

また、組織の育成・強化に努め、会員の加入促進と就業分野の開拓を図りつつ、高年齢期の生きがいづくりにも寄与していきます。

#### (4) 家族介護者への支援の充実

在宅の寝たきり者等を介護している家族の身体的、経済的負担の軽減を図り、支援するための福祉サービスを実施しています。

#### 【具体的な取組】

##### ①在宅寝たきり者等介護手当支給事業

在宅寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者の介護者に対し、介護手当を支給することにより、介護者の労をねぎらうとともに、寝たきり高齢者等の福祉の増進並びに親族の扶養意識を高めることを目的としています。

今後も、継続して事業を実施していきます。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給者数 (人)	85	76	77	80	82	85

##### ②家族介護者支援事業（任意事業）

在宅での介護を進めていく中で、高齢者を介護する家族には精神的、身体的、経済的に大きな負担がかかっていることから、こうした負担を軽減させるための支援を行います。

#### ●認知症の人と家族の会「かたいもんそ会」への支援

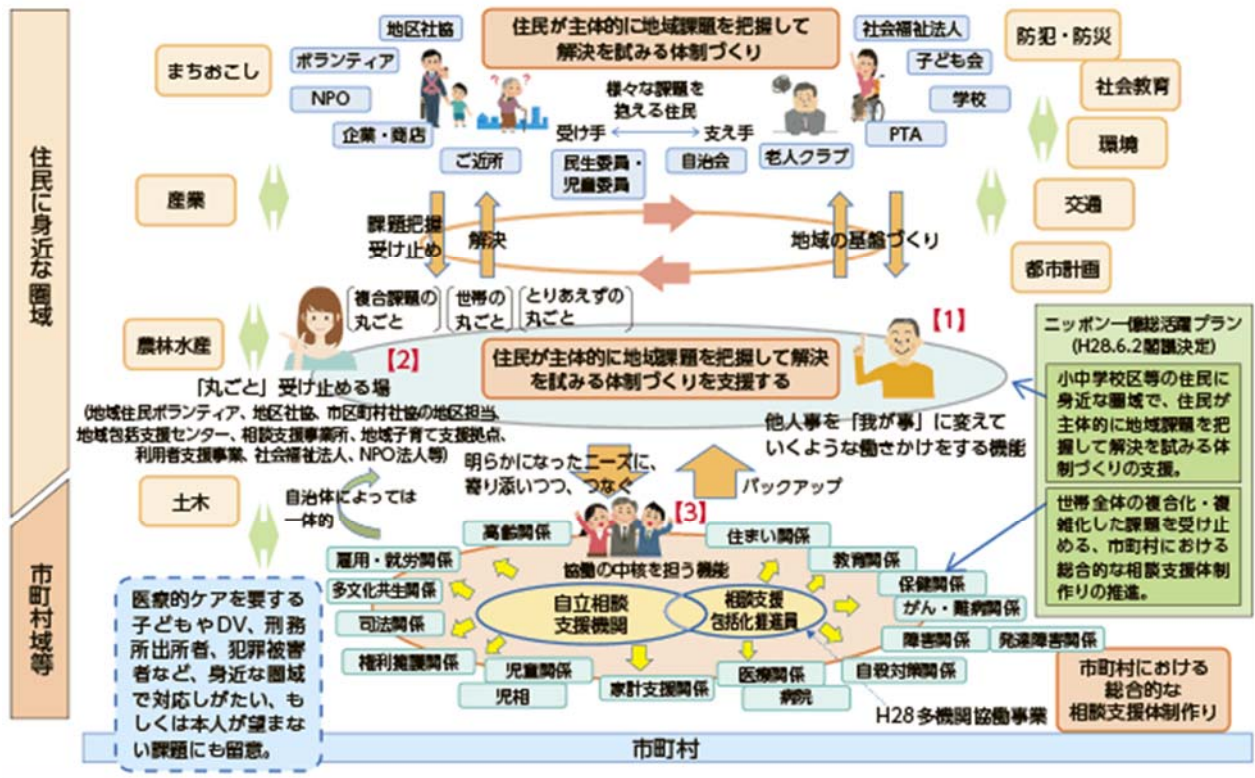
認知症の人やその家族が互いの悩みや苦労を分かち合い、情報交換のできる場となるよう、市民をはじめ医療機関・各事業所等への広報、会への講師派遣などの支援を行います。

また、支援の際には会の皆さんの意見を尊重し、連携を図りながら認知症の人の意思決定支援や発信支援につながるような運営となるよう努めます。

区分	項目	【実績値】			【計画値】		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症の人と家族の会「かたいもんそ会」への支援	支援回数	6回	6回	6回	6回	6回	6回

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施

## 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



### 3 【基本目標2】住み慣れた地域でお互いを支え合う

#### (1) 地域包括支援センターの適正な運営

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築を進める上で重要な立場にあり、高齢者の総合相談窓口として、また、関係者間の連携を進める中核的な存在として、大きな役割を担っています。

効果的なセンター運営の継続のため専門職の適切な配置に努めるとともに、職員の資質向上に取り組みます。また、各種事業については国等が示す評価指標を意識した運用に努め、PDCAサイクルに沿った実施となるよう、地域包括支援センター運営協議会を通じて、評価や取組みについての改善に取り組み、その結果についてホームページ等を活用して市民への周知に努めます。

#### 【包括的支援事業】

##### ①第1号介護予防支援業務

自立支援・重度化防止に向けた適切なアセスメントと高齢者の社会参加、セルフマネジメント、インフォーマルサービスの活用等による効果的な介護予防ケアマネジメントが実施できるよう、自主研修を実施するとともに、多職種専門職等の助言を生かすためケアマネジメント支援会議の活用を進めます。

また、生活支援コーディネーター等と連携し、地域のインフォーマルサービス等の地域資源の情報を共有し、ケアプランに反映できるよう努めます。

##### ②総合相談支援業務

民生委員や高齢者実態把握調査員等と連携し、孤立している支援の必要な高齢者に対応するとともに、ヤングケアラーやダブルケアラー、老々介護など世代を問わず介護者等の悩みや相談に対応します。

これらの相談内容に即した情報提供や関係機関の紹介等を円滑に行うため、保健・医療・福祉サービス等とネットワークの構築を図ります。

また、多様化・複雑化する相談を適切に解決するため、包括支援センターに所属する3職種の専門性を効率的に機能できるよう情報を共有して対応します。

##### ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護支援専門員、主治医、地域のあらゆる関係機関、在宅と施設の連携、地域において多職種相互の協働などにより、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的・継続的なケア体制を構築するため、介護支援専門員への日常的個別指導・相談、支援困難事例等への指導・助言等を行い、介護支援専門員のネットワークを活かした支援を行います。

区分	項目	【実績値】			【計画値】		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別案件支援	件数	5件	5件	20件	10件	10件	10件
居宅管理者の会	開催回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回
居宅ケアマネの会	開催回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回

#### ④地域包括ケア会議

地域包括支援センターが核となり地域包括ケア会議を通じて、医療・介護等の多職種と地域住民が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題の明確化を図ります。

また、共有された地域課題の解決に必要な資源開発やネットワークづくりと介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高め、多職種協働で高齢者等に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を行うための政策形成を一体的に進めていきます。

第7期に、それまで地区別地域ケア会議、地域ケア連絡会議、地域包括ケア会議の体制から、新たに要支援者等に係る個別ケアプランに対し多職種の助言をもらい、より自立支援に向けたケアマネジメントとするケアマネジメント支援会議と、助言をもとに利用者へのケアプランや取組みがどう変わったか評価するケアマネジメント向上会議の2つの会議を加え体制整備を図りました。

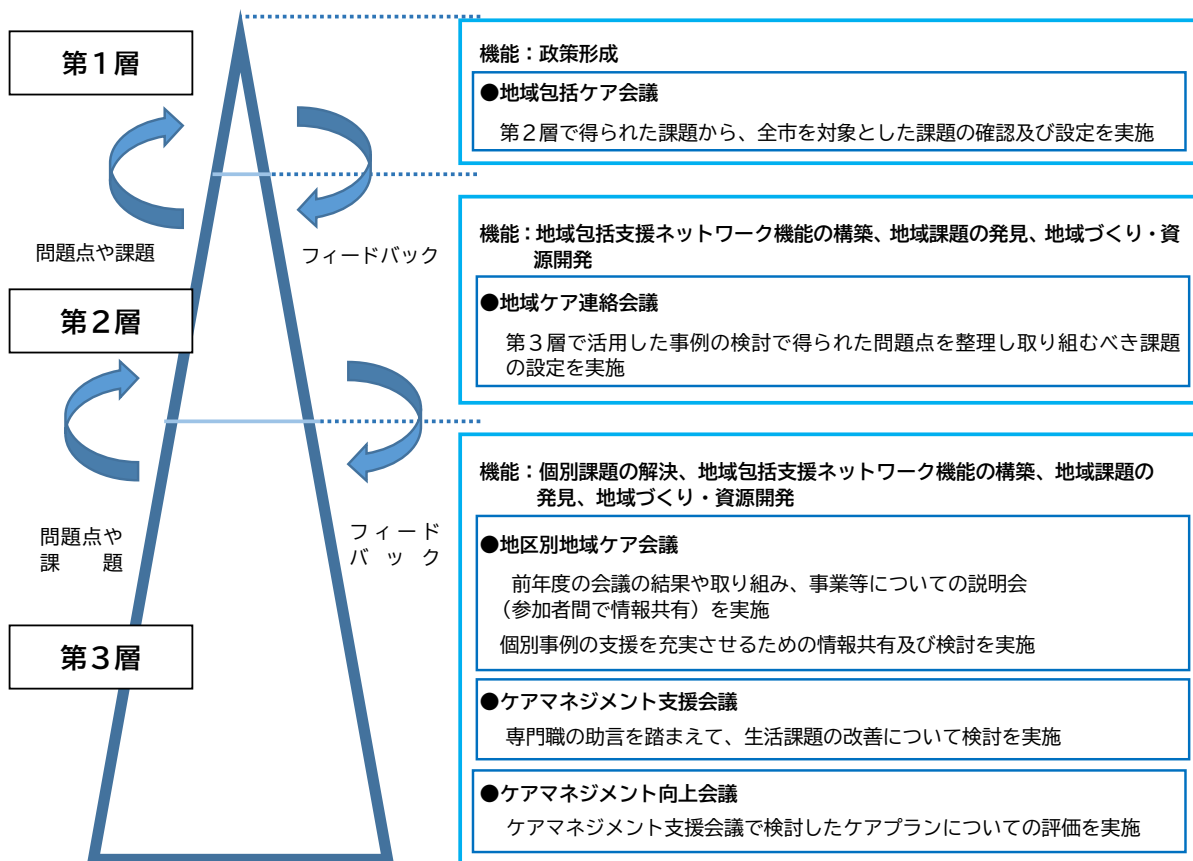
第8期では、特にケアマネジメント支援会議を充実させ、ケアマネジメントの資質向上を図るとともに、プランに関与する事業所とも自立支援に向けた取組が充実されるよう推進します。

地区別地域ケア会議は、継続して各中学校区単位で開催し、市内居宅介護支援事業所の介護支援専門員の要請に応じて、困難事例や地域の支援が必要なケース等の際に臨時的開催も実施します。

また、各会議を通じて抽出される地域課題について、政策提言につなげ、解決を目指します。

#### 《地域包括ケア会議体制》

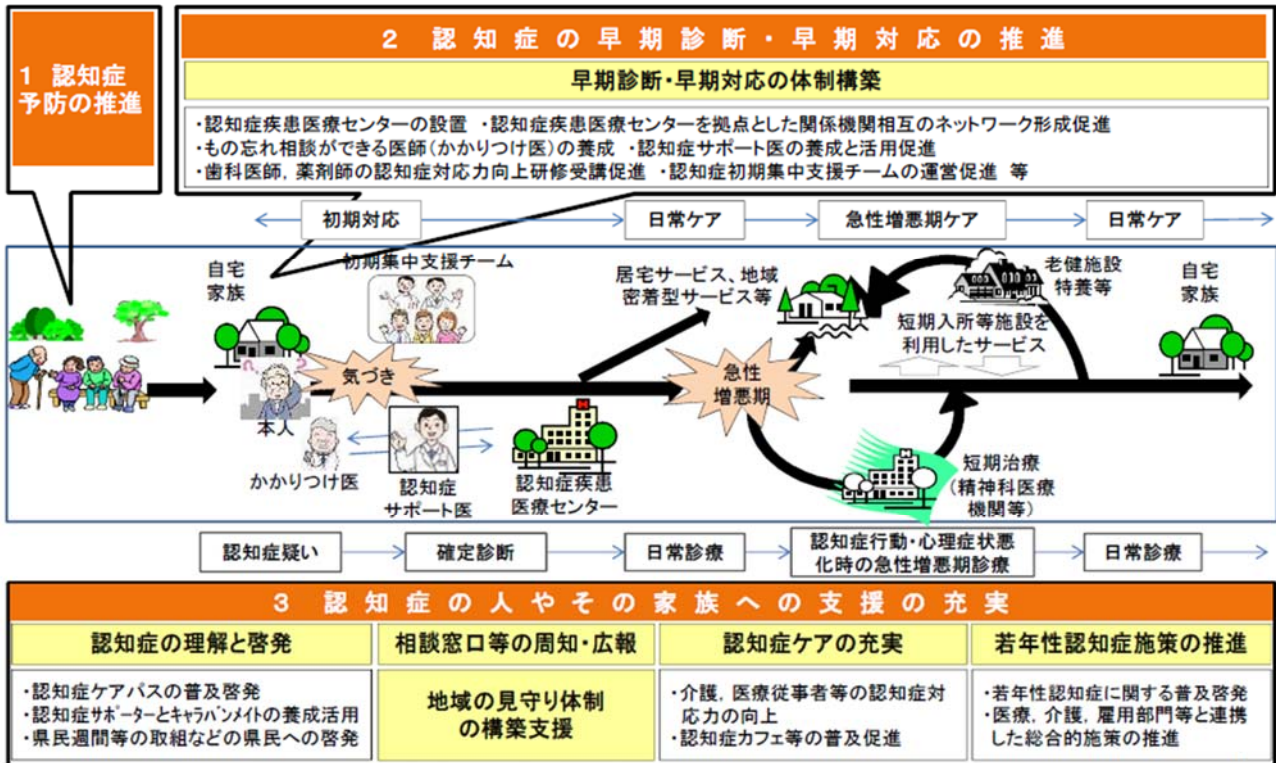
～ 支えあいにより住み慣れた所で自分らしく暮らし続けられる安心のある地域づくり ～





(2) 認知症施策の総合的な推進（認知症総合支援事業等）

認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、普及啓発・本人発信支援や、予防対策、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援や若年性認知症の人への支援・社会参加支援等を推進していきます。



### ①認知症初期集中支援推進事業

認知症サポート医、地域包括支援センター職員で構成されたチームで適切な支援を検討し活動しています。

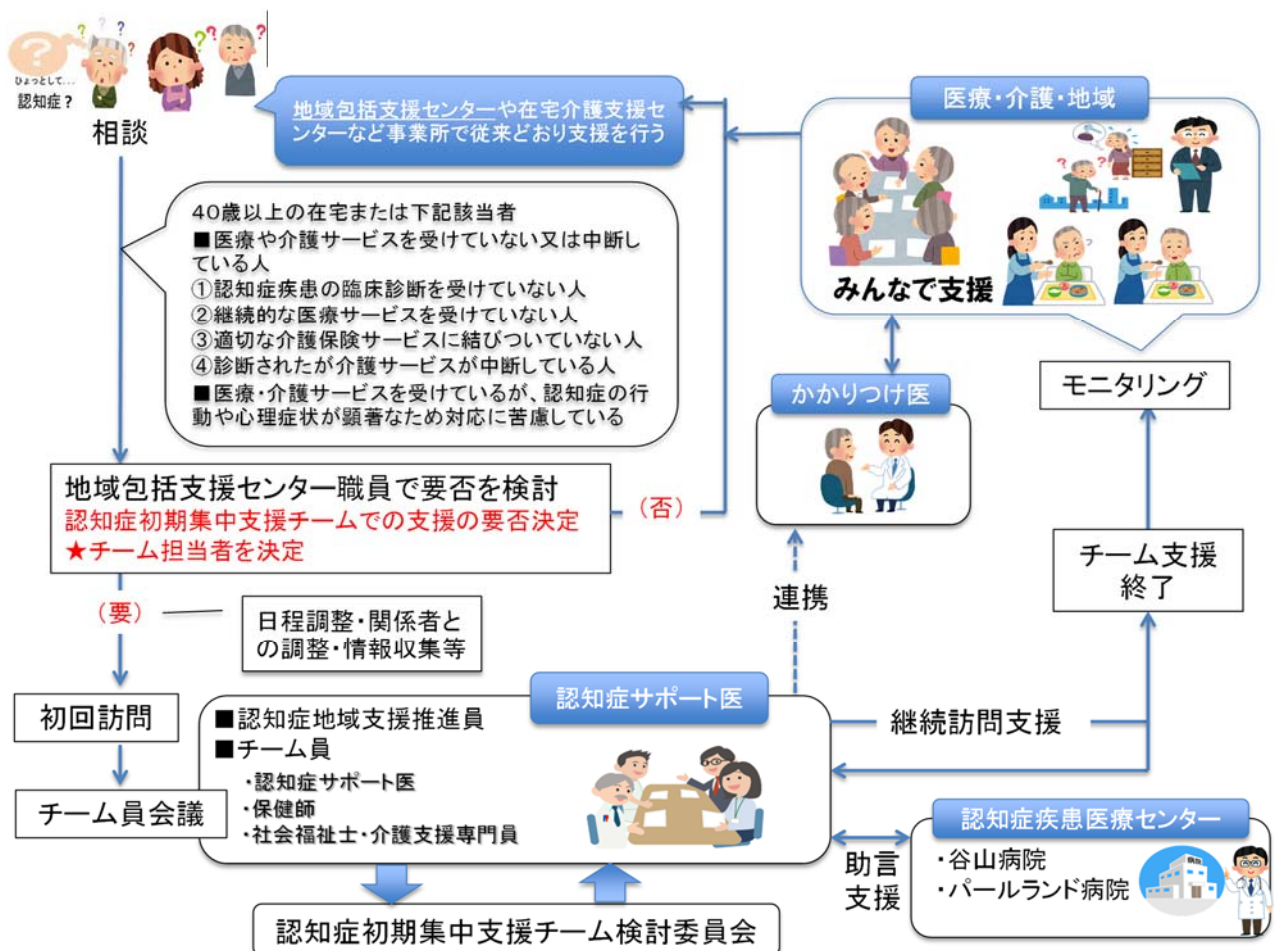
第7期では、市内11名の医師が認知症サポート医となり充実した支援体制となっています。

認知症に係る相談は相当数寄せられますが、本事業を活用する前に総合相談の対応として介護サービスなどにつながるケースが多く、本事業の活用はあまり多くなっていない状況です。

しかしながら、認知症の人や認知症が疑われる人に対して早期に、集中的に支援を行うため、第8期でも、サポート医の協力のもと情報共有を図り、必要な場合には速やかに支援チームが介入できる体制を確保できるよう連絡会等の開催を実施していきます。

区分	項目	【実績値】			【計画値】		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症初期集中支援 チームの設置	支援チーム数	2チーム	1チーム	1チーム	1チーム	1チーム	1チーム
	訪問対象数	2人	2人	3人	3人	3人	3人

### いちき串木野市認知症初期集中支援イメージ図



## ②認知症地域支援・ケア向上事業

### ・認知症地域支援推進員

認知症になっても住み慣れた地域で、生活を継続するために、コーディネーターとしての役割を担う「認知症地域支援推進員」を地域包括支援センターに配置し、介護と医療の連携強化や、地域における支援体制の構築を図っていきます。

第7期では、認知症の人やその家族の支援のための相談業務をはじめ、キャラバン・メイトを中心としたネットワークの形成、認知症初期集中支援チームとの連携、認知症カフェ（かたいもんそ会）への支援などを行いました。

第8期では、推進員による認知症ケアパスの普及や、認知症カフェの拡大、若年性認知症の方の社会参加に対し、障がい者等基幹相談支援センターや、県若年性認知症コーディネーターと連携を図ります。

また、病院・介護保険施設等での認知症対応力向上や、在宅生活継続のための相談支援事業、多職種共同の研修などは、在宅医療・介護連携推進事業と連携して実施してまいります。

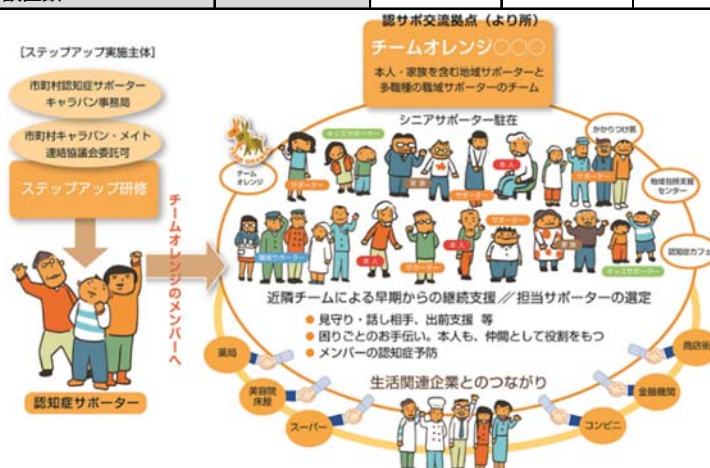
区分	項目	【実績値】			【計画値】		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症カフェ設置	カフェ数	2箇所	2箇所	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所

## ③認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

認知症の人や、その家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み（チームオレンジ）を構築するため、その体制整備等を担うチームオレンジコーディネーターを配置し、市民に向けた趣旨普及やチームオレンジの立上げ支援等を行います。

チームオレンジの構築には、生活支援体制整備事業で推進する住民組織が生活支援をボランティアで行う「困りごと支え隊」を、認知症の方の外出支援・見守り・声かけ・話し相手なども行う困りごと支え隊（<sup>オレンジプラス</sup> + ）（仮称）としてステップアップさせるなどして「共生」の地域づくりを目指します。

区分	項目	【計画値】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
困りごと支え隊（+）設置数	グループ数	4ヶグループ	7ヶグループ	10ヶグループ



#### ④認知症サポーター等養成事業（任意事業）

市民一人ひとりが認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく見守り支援する認知症サポーターを養成し、認知症になってもだれもが安心して暮らせるまちづくりを進めることを目的としています。

第7期では、認知症サポーター養成講座を年10回程度開催し、年間平均300人程度のサポーターを養成しました。

第8期では、小中学校や高校・専門学校に加え、職域などにも普及啓発を図ります。

また、チームオレンジへのステップアップも周知を図ります。

区分	項目	【実績値】			【計画値】		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター 養成講座	開催回数	14回	15回	4回	10回	10回	10回
	受講者数	293人	521人	70人	200人	200人	200人

#### ⑤認知症高齢者見守り事業（任意事業）

認知症により徘徊のある高齢者、又は徘徊の恐れがある高齢者を対象に、地域の支援を得て、見守り体制を確立するとともに、行方不明とならないように、地域の支援体制を構築し、認知症高齢者の安全と家族への支援を図ることを目的とした事業です。

第7期では、徘徊・見守りSOSネットワーク会議を開催し、ネットワーク委員や事業所と連携して、登録者数も増加するなど、見守り体制の強化を図りました。徘徊模擬訓練については、実施を希望する地区がなく、令和元年度、2年度は実施できませんでした。

第8期については、徘徊に至る前の、予防的な見守り体制の構築を目指し、徘徊模擬訓練をより取り組みやすいものとするため、ニーズに合わせ、地区単位から公民館単位まできめ細かく対応することとし、配信の円滑な運用の見直し等を含め、日頃からの見守り体制の強化を図ります。

区分	項目	【実績値】			【計画値】		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
徘徊・見守りSOSネット ワーク事業	ネットワーク 会議開催回数	2回	2回	1回	1回	1回	1回
	徘徊模擬訓練 回数	1回	0回	0回	3回	3回	3回

### (3) 在宅医療・介護連携を図るための体制整備

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者と協議会などの会議のみならず、地域ケア会議や個別のケースの検討などにより情報を共有し、体制づくりを行っています。

第7期では、第6期に引き続き市医師会に業務を一部委託し、在宅医療・介護連携に関する専門職等の相談窓口として市医師会事務局に市在宅医療・介護連携推進室を設置し、専従のコーディネーターを配置して事業の推進を図ってきました。

また、11 医療機関の医師や訪問看護ステーションが参加する在宅看取り支援グループの運用を開始しています。実績はないものの、今後在宅看取りを支援していくうえで、重要となるグループですので今後も継続した協議体制の確保が必要です。

事業連絡協議会のもと、市内医療機関・介護事業所に勤務する専門職等で構成される推進チームは、歯・口腔ケア・食のサポート、情報共有ツールMCSの活用拡大、ACP（人生会議）の普及啓発、看護管理者の会などがあり、それぞれのチームで検討を行い、出前講座や研修会、講演会などを実施してきました。

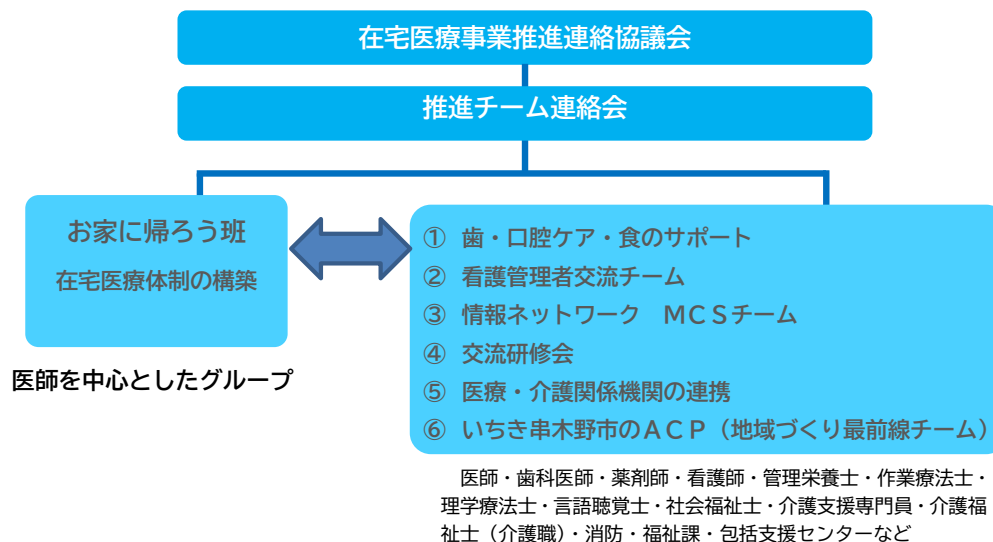
第8期では、事業の要となる市医師会との協働を継続し、これまでの取り組みを引き続き推進するとともに、認知症の対応力強化、感染症や災害時対応など他施策とも連携しながら協議を推進していきます。

また、市民に向けた普及啓発についても、出前講座やホームページ等を活用して推進する必要があります。

#### ●目 標 地域住民が安心して、満足できる在宅生活が継続できる

- 1) 在宅医療の体制を整備する（医師の体制づくり）
- 2) 多職種がお互いの役割について、理解ができている
- 3) 医療・介護職それぞれが在宅医療に対する知識・技術を高める
- 4) 地域住民が在宅医療のことを知る

#### ●事業運営体制





#### (4) 生活支援体制整備の推進

少子高齢化や核家族の進展に伴って、住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしく暮らすためには、医療や介護といった専門職のサービス、行政の福祉施策だけでは、困難な社会状況となっています。

このような中で「地域の支え合い・つながりづくり」は地域の強いつながりを基盤とした細やかな支え合いを実現し、生活の安心につながります。

また、介護保険には「介護予防」と「可能な限り自宅で過ごすこと」がうたわれており、その実現において必要な体制として、地域住民が「元気に活躍できること」と「充実した生活支援を得られる」ことが重要な課題となっています。

「元気に活躍できること」とは、ころばん体操をはじめとした地域を基盤とした活動や地域役員、ボランティア、就労といった役割や居場所を持ち続けることであり、筋力訓練運動に加えて、「日常生活自体が活発であること」「社会の役に立っているという実感を得ていること」が心身の低下を予防するとされています。

「充実した生活支援を得られる」とは、介護保険による支援、行政の福祉施策に加えて、ころばん体操等を基盤とした地域の結束による支え合いやボランティア等による支援も活用できることです。

これらを踏まえ本市においては「生活支援」を、下記に記載する12項目としています。

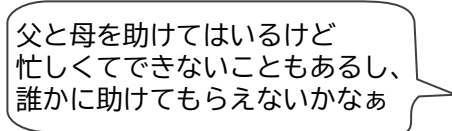
本市の高齢者等における生活の困りごとは、「生活支援」として、多様な主体が支援できるような体制整備を目指していきます。

生活支援項目一覧

No.	項目	内容
1	屋内の掃除	居室、トイレ、浴室等の清掃、片づけ
2	屋外の掃除	庭木の剪定、草取り、屋外の清掃や片づけ、植木鉢の移動、
3	ゴミ出し	ゴミ出し、ゴミの分別
4	洗濯	洗濯機又は手洗いによる洗濯、洗濯物を干す、取り込む、たたむ
5	布団干し・取り込み	布団を干す、取り込む、シーツ交換
6	衣類の整理・補修	衣替え・衣服の繕い、ボタンの縫い付け
7	調理	一般的な調理による支援
8	買い物	同行、代行
9	戸締り	自宅内で施錠の確認、雨戸の開閉、火の元の確認
10	環境整備	エアコンの操作、ストーブ等の灯油缶の補給、電球交換、換気
11	外出	行きたい場所に一緒に行く、連れていく、送迎
12	話し相手	世間話、愚痴を聞く



ある程度のことは自分でもできるけど、できないこと、難しいことを助けてほしい



父と母を助けてはいるけど忙しくてできないこともあるし、誰かに助けてもらえないかなあ

## 例えば・・・



定期的なゴミ出し  
分別のお手伝い



定期的な買い物のお手伝い



公民館行事への参加のお手伝い



お話し相手がほしい



庭や敷地の草払いのお手伝い

### ●生活支援コーディネーターを核とした生活支援体制の推進

地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーターは、生活支援・介護予防サービスの提供主体等と連携し、定期的な情報共有及び連携強化の場となる中核ネットワーク体制を構築する中で、地域ケア会議等により、「地域のニーズと資源の状況」、「多様な主体への協力依頼などの働きかけ」、「生活支援の担い手の養成やサービスの開発」等に取り組んでいきます。

第7期では、生活支援コーディネーター業務及び設置を市社会福祉協議会に委託し、2名の配置を行っています。

コーディネーターは地域包括ケア会議で抽出された地域の要望やニーズ、地域資源等を拾い上げ、買い物に不便を感じていた公民館等へ移動販売車をマッチングして巡回させたり、モデル的に実施したゴミ出しなどの日常生活行為に困っている高齢者等をボランティアで支援する困りごと支援隊の設立など、地域課題の発見や解決に取り組んできました。

第8期では、第7期にモデル的に実施した困りごと支援隊を、市内全域に趣旨普及し各協議体の援護者名簿を活用するなどして設置を促進するとともに、高齢者の社会参加等を支援するボランティアなどの担い手育成に取り組んでいきます。

また、意欲ある高齢者の就労支援に、シルバー人材センターや市立ハローワーク等の関係機関と連携して取り組み、世代を超えて地域住民がともに支えあう社会づくりを進める必要があります。

## (5) 安心安全な暮らしに係る施策の推進

### ア) 住まい・環境の充実

高齢者にとって、加齢とともに身体機能が低下したり障害が生じたりする場合でも、安心して、そのまま住み続けることができるまちづくりを推進する必要があります。本市では、建築物、道路、公園等の公共施設を高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう、バリアフリー化を進めるとともに、できるだけ自立した日常生活や社会生活を送るため、安心して外出できる高齢者の住みよいまちづくりに努めていきます。

### 【具体的な取組】

#### ①個人住宅、公共施設等のバリアフリー化の促進

個人住宅改修に関しては、高齢者等住宅改造推進事業の手続き等について、広報紙等に掲載を行っています。

高齢者の安全確保と利用しやすい環境を整えるために、計画的に公共施設等のバリアフリー化を進めます。また、民間事業者に対しても広報等を行い、バリアフリー化の取組を啓発していきます。

#### ②道路のユニバーサルデザイン化等の推進

人に優しい道路の充実を図るため、老朽化した側溝の改修等を行い、歩行者の安全確保に努めるなど市街地等の道路のユニバーサルデザイン化を推進します。

#### ③協働の地域づくり推進事業

行政と各種団体（高齢者クラブ、自治公民館等）が相互にその特性や役割を確認し、協働による地域づくりを推進していくことで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援していきます。

#### ④コミュニティ交通システム

各地区に居住する交通弱者等の市街地での移動手段を確保するために、「いきいきバス」「いきいきタクシー」を運行させるとともに、地域において「コミュニティ自動車」を活用し、利便性の高い運行サービスとなるように努めていきます。

#### ⑤有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る県との情報連携の強化

住まいの多様化の状況を踏まえ、介護保険の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっています。

また、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は、事業者による県への届出・登録が必要なことから、質の確保とサービス基盤整備にあたり、県との情報連携をさらに強化します。

なお、未届の有料老人ホームを確認した場合は積極的に県に情報提供する等、その質の確保を図ります。



## イ) 安心安全施策の推進

高齢者を交通事故や災害から守るため、関係機関等と十分な連携を図りながら、要援護者の情報の的確な把握に努めるとともに、交通安全や防犯・防災活動を推進し、高齢者の安心で安全な暮らしを確保します。

### 【具体的な取組】

#### ①参加体験型高齢者交通安全教室の開催

高齢者の事故の現状と対策等について、講話やビデオ視聴、実技訓練などを行い、高齢者の交通事故防止のため、警察署や交通安全協会、関係事業所と連携を図りながら指導の充実に努めていきます。

#### ②交通安全啓発事業

高齢者の交通安全に対する意識を高めるため、交通安全運動を中心に啓発活動を行います。

#### ③道路等の安全対策の推進

交通量の多い道路への歩道整備を進めるとともに、安全灯やガードレール等の整備、道路の再点検・改修を行い、安全な道路づくりに努めていきます。

#### ④避難行動要支援者への支援の推進

現在、地域防災計画及び原子力災害住民避難計画が策定され、連携を図り、取り組んでいます。

今後においては、災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の名簿を活用し、整備や災害時の安否確認とその体制づくり、また救護・介護などの必要な支援を関係機関と連携をとりながら進めていきます。

#### ⑤要配慮者への支援体制の構築

市の関係部署及び民生委員に加え、地域組織や消防署・消防団との情報共有を図ることにより、日常的な見守り活動を強化し、災害時に迅速な対応ができるよう努めていきます。

#### ⑥防犯・防災対策

振り込め詐欺などの犯罪被害に遭わないように、消費生活相談員や、県消費生活相談センター等と連携を図りながら、講話や広報等の啓発活動を行います。防災訓練の実施や市広報紙への定期的な掲載により、防災意識の高揚を図ります。

#### ⑦介護事業所における災害・感染症対策

災害に対する備えとして、介護事業所等と連携して防災についての周知啓発、研修、訓練の実施状況や介護事業所が策定する具体的計画の確認を行います。

感染に対する備えとして、実施指導の機会等の際、事業所における感染拡大防止の周知啓発、感染症発生時のサービス継続への備えや、必要な物資の備蓄状況等についての確認を定期的に行なっていきます。

## (6) 権利擁護・虐待防止の推進

基本的人権を尊重し、市民一人ひとりの人権意識の普及と高揚を図り、共に生きることのできる社会を目指し、権利擁護・虐待防止の推進を図るために、庁内外の関係機関の連携体制を確立するとともに、高齢者のいる世帯や在宅サービス事業者及び施設内における虐待の未然防止のための取組を推進します。また、市民への啓発活動を推進します。

### 【具体的な取組】

#### ①高齢者虐待防止などの権利擁護業務

虐待発生時の対応及び虐待状況の改善を図るため、支援については適宜コア会議やケース会議を開催し、関係課、民生委員や警察等との協働・協力体制が構築されています。

今後においても、高齢者の権利擁護の推進強化を図るため、相談窓口（包括支援センター）の周知、老人福祉施設等への措置入所等の支援、虐待を行った擁護者への相談支援や指導を含めた高齢者虐待対応や地域ケア会議を活用した高齢者虐待防止ネットワークの効果的な運用、パンフレットの作成・配布により啓発に努めます。

#### ②成年後見制度の普及と支援

出前講座等を活用して、制度の周知と利用案内に努め制度の活用を推進します。また、成年後見の申立てを行う方には、関係機関につなぐなど円滑に申請できるよう支援を行います。本人や親族が何らかの理由で申立てできない場合は、市成年後見制度利用支援事業実施要綱を活用して、迅速に市長申立てを行います。

今後も、利用を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、認知症等により判断能力の不十分な方々を擁護するため、後見人等の確保及び支援について関係機関と連携し推進していきます。

#### ③消費者被害

庁内の消費生活相談室等と連携して、被害防止の普及啓発を図るとともに、被害にあわれた高齢者の支援を行います。

#### ④介護相談員派遣事業

申し出のあった介護サービス事業所等に介護相談員を派遣することにより、介護サービスを利用する高齢者等の話を聞き、相談に応じ、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図ります。

第8期では受入れ施設を増加させるため市内事業所に趣旨普及を行うとともに、相談員の育成、資質向上に努めます。

区分	項目	【実績値】			【計画値】		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護相談員派遣事業	登録事業所数	22事業所	22事業所	22事業所	22事業所	22事業所	25事業所
	相談員数	7人	7人	6人	6人	6人	8人
	活動回数	252回	216回	133回	245回	245回	275回
	相談件数	552人	249人	150人	300人	300人	330人

※令和2年度については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため5月から9月まで活動休止

## 4 【基本目標3】介護・福祉サービスの充実と安定した提供体制を確保する

### (1) 介護保険サービスの充実促進

介護や支援が必要になってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、県の介護給付費適正化計画と整合性を保ちながら、必要な介護サービスが適正に提供されるよう取り組みます。

また、要支援・要介護者の一人ひとりの状態に対応した多様なサービスを提供して在宅生活を支え、在宅での生活が困難な方のために、在宅サービスと施設サービスのバランスのとれたサービス環境を整えます。

### (2) 福祉・生活支援サービスの充実

#### ①介護予防・生活支援サービスの充実（介護保険）

介護保険における、介護予防・生活支援サービス事業は、高齢者の在宅生活を支える事業として、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供が期待されていることから、本市においては、「自助・互助・共助・公助」の役割分担を踏まえた上で、地域資源等を活用したサービス体制の構築を積極的に推進し、総合事業のサービスが選択できるようシルバー人材センターや関係機関・団体等と連携しながら、生活支援の担い手としての高齢者の社会参加を促し、住民運営の通いの場を充実させ、さらに高齢者の見守り、外出支援、家事支援等の在宅生活支援のインフォーマルサービスの整備、充実を図ります。

また、生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等に対し、サービスの質を確保するため、地域の実情に応じた研修の実施にも努めます。

#### ②生活支援サービス事業の充実

公的な福祉サービスではカバーできない身近な生活支援のニーズも今後増えていくことが予測されることから、地域で共に支えあうことができるよう、地域力を高めることが重要です。シルバー人材センターや関係機関・団体等と連携しながら、生活支援の担い手としての高齢者の社会参加を促し、住民運営の通いの場を充実させ、さらに高齢者の見守り、外出支援、家事支援等の在宅生活支援のインフォーマルサービスの充実を図ります。

なお、生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等に対し、サービスの質を確保するため、地域の実情に応じた研修の実施にも努めます。

#### ■福祉サービスの充実

高齢者等が生きがいをもち、日常生活を安心して過ごすためには、住民相互の支え合いの環境の中で、自立した生活を支援する生活全般にわたる各種サービスが必要です。本市では、介護保険の要介護認定で【非該当】となった高齢者、及び介護保険の対象とならない高齢者をはじめ、在宅の要援護高齢者や一人暮らしの高齢者に対し、要介護状態への進行を防止するとともに、在宅での自立した生活を維持するための支援を行います。

今後も、高齢者が自立した生活を維持し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう事業を推進します。

## 【具体的な取組】

### ◆在宅サービス

#### ①生活指導型ショートステイ事業

介護保険の要介護認定の結果【非該当】となった者又は介護保険の対象とならない者で、日常生活のなかで基本的な生活習慣の実施が困難な高齢者に対し、一時的に老人福祉施設への入所を促し、生活習慣等の指導を行うとともに体調管理を図り、要介護状態への進行の予防を図ることを目的としています。

今後も、事業を継続していきます。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	0	0	1	1	2	2

#### ②訪問給食サービス事業

訪問給食サービス事業は、在宅の一人暮らしの虚弱な高齢者等で、家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し、食事の支援を行うことにより、自立した生活の支援及び安否の確認を行うことを目的としています。

栄養バランスのとれた食事は高齢者の良好な栄養状態の維持に必要であることから、個々の摂食えん下機能等の身体状況や疾患に応じた食事も検討しながら事業を継続していきます。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	230	195	149	160	165	170

#### ③寝具等洗濯乾燥消毒サービス事業

在宅の要援護高齢者等に対し、寝具等の洗濯、乾燥等のサービスを提供することにより、公衆衛生の向上及び疾病を予防することを目的としています。今後も、公衆衛生の向上に必要なため、事業を継続していきます。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	4	6	8	10	12	14

#### ④訪問理美容サービス事業

在宅寝たきり高齢者等に対し、訪問理美容サービスを行うことにより、衛生的で快適な生活の維持を図ることを目的としています。

今後も、事業を実施していきます。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	0	1	5	6	8	10

#### ⑤紙おむつ等給付事業

在宅で寝たきり等の状態の高齢者等のうち、低所得世帯に属し、日常生活で常時紙おむつ等を使用している者を対象に、紙おむつ等の給付を行い、在宅福祉の増進を図るとともに、在宅寝たきり高齢者等の属する家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的としています。

今後も、事業内容について検討しつつ、継続していきます。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	41	43	47	50	55	60

#### ⑥高齢者実態把握事業

市内3箇所の在宅介護支援センターに委託し、地域の援護を要する高齢者等の心身の状況、その家族等の状況、介護・福祉サービスの利用意向、今後の課題等を把握するものです。

福祉課と情報共有し、必要に応じて、各種制度の周知や各種サービス等の利用につながるよう支援に努めています。

今後は、関係機関との連携を図り、介護や福祉サービスへの利用につながる方策を検討しながら事業を実施していきます。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	3,223	2,896	2,280	2,340	2,340	2,340

#### ⑦緊急通報体制等整備事業

65歳以上の一人暮らしの高齢者で、突発的に生命に危険な症状の発生する疾病を有する者等に、緊急通報装置を貸与し急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、その福祉の増進を図ることを目的としています。

今後も、事業を実施していきます。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	61	55	54	58	60	65

### ⑧福祉用具・住宅改修支援事業

住宅改修を行う場合において、居宅介護支援事業所が設定されていない被保険者の理由書を作成した時、理由書作成料を補助するものです。

### ⑨高齢者等住宅改造推進事業

高齢者等の在宅での生活を支援するため、在宅の要援護高齢者及び重度身体障害者が属する世帯に対し、住宅改造に必要な経費の一部を助成することにより、介護負担の軽減、高齢者等の自立促進や寝たきり防止を図ることを目的としています。

当事業は、介護負担の軽減等に有効であることから、在宅での自立した生活を維持するためにも、引き続き実施していきます。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	3	4	4	5	6	6

### ⑩高齢者日常生活用具給付等事業

おおむね 65 歳以上の低所得者で、かつ一人暮らしの高齢者等に対し、電磁調理器を給付し、日常生活の便宜を図ることを目的としています。

今後は給付品目の検討をしながら、事業を継続していきます。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	0	0	1	1	1	1

### ⑪高齢者はり、きゅう及びマッサージ施術料助成事業

市内に住所を有する入院及び通院等を除く在宅の 65 歳以上の者に対し、はり、きゅう又はマッサージの施術料の一部助成を行うことにより、高齢者の健康保持を図り、福祉の向上に資することを目的としています。

当事業は、高齢者の健康保持増進を図っているため、今後も引き続き、継続して実施していきます。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	49	49	46	50	50	50

## ⑫長寿祝金

長寿祝金は、市内在住の高齢者の長寿を祝福し、敬意を表するため、満 80 歳以上の節目等の高齢者に対し、長寿祝金を支給する事業です。

当事業は、今後も、検討を行いながら実施していきます。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	779	822	850	860	870	880

## ⑬徘徊高齢者位置情報検索機器購入助成事業

GPS を利用して徘徊高齢者の位置情報を検索するための機器購入費用等を助成し、徘徊高齢者の早期発見と事故防止を図ります。

区分	【実績値】			【計画値】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	0	0	1	2	3	3

## ◆施設サービス

### ①養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な、おおむね 65 歳以上の高齢者を入所させる施設です。

居宅での生活が困難な高齢者を対象とし、福祉課において必要に応じて入所判定を行い、適正な入所に努めています。

入所者が要介護等の状態になった場合には、介護保険サービスを利用することも可能です。市内には 1 箇所の施設が整備されています。

### ②軽費老人ホーム

60 歳以上の方（夫婦で入所する場合はどちらかが 60 歳以上）であって、身体機能の低下が認められる方で、家庭環境、住宅環境などの理由により、居宅において生活することが困難な方が低額な料金で利用できる施設で、ケアハウスなどがあります。入所者が要介護等の状態になった場合は、訪問介護（ホームヘルプ）等の介護保険サービスを利用することも可能です。現在は、市内にありませんが、近隣市の施設に入所することで、対応を図っています。

### ③住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は、安否確認や生活相談サービスを提供する高齢者向けの居住施設で、市内には介護付有料老人ホームが1か所（定員50名）、住宅型有料老人ホームが2か所（定員合計16名）、サービス付き高齢者向け住宅が2か所（定員合計55名）設置されています。

介護サービスの必要性や、ひとり暮らしが困難となった高齢者などにとって、住まいの選択肢の一つとなっています。

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向けの住まいについて、利用状況の把握に努め、必要な人への相談支援と情報の提供に努めます。

### (3) 要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制

要支援・要介護者がリハビリテーションの必要性に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築します。

#### ア) サービス提供事業所数

(認定者1万対)

	全国	鹿児島県	いちき串木野市
介護老人保健施設	7	9	21
介護医療院	0.23	0.60	0
訪問リハビリテーション	7.77	15.94	21.34
通所リハビリテーション	12.66	27.69	37.35
短期入所療養介護（老健）	6.09	7.47	16.01
短期入所療養介護（介護医療院）	0.06	0	0

※出典：厚生労働省「介護保険総合データベース」および厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報  
時点：平成30年

#### イ) 従事者数

(認定者1万対)

	全国	鹿児島県	いちき串木野市
理学療法士	29.42	47.45	48.05
作業療法士	16.35	21.00	53.39
言語聴覚士	3.06	3.43	10.68

※出典：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」および厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報  
時点：平成29年

#### ウ) サービス利用率

(利用率%)

	全国	鹿児島県	いちき串木野市
訪問リハビリテーション	1.77	2.62	0.26
通所リハビリテーション	8.96	17.37	25.76
介護老人保健施設	5.44	6.22	12.17
介護医療院	0.33	0.66	0.94

※出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元、2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）  
時点：令和2年



#### (4) 介護人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上

介護人材の不足が懸念されるなか、今後一層高まる介護サービス需要に対応するため、福祉分野への多様な人材の新規参入を促進するための取組や、次世代を担う小・中・高校生をはじめ、幅広い年代に介護という仕事の魅力について周知啓発し、福祉職場への興味や関心を高め、就労のきっかけづくりとなるような取組を推進します。結婚・出産を機に離職をした潜在的な介護人材の就労の促進を図るため、市立ハローワーク等の関係機関との連携を推進します。

また、介護サービス事業所等における業務効率化を図るため、介護ロボットやICTの導入事例について、情報提供を行うとともに、介護分野の文書に係る負担軽減を図るため、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICTの活用促進をとおして業務の負担軽減とケアに専念できる環境の整備を支援します。

#### (5) 介護保険事業の適切な運営

「介護保険法」及び「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、市は保険者として、3年間を一期とする介護保険事業計画の中で、介護給付費のサービス種類ごとの推計等をもとに、第8期における保険料など介護保険の円滑な実施を図るために必要な事項を定めます。

また、介護保険制度への信頼を高め、介護が必要な高齢者を支える基盤である介護保険サービスの質と量を確保するため、介護給付適正化計画に沿って適正化事業を進めるとともに、低所得者や介護サービス事業者への支援を行います。

## 第5章 介護保険サービスの見込み

### 1 介護保険サービス量の見込みについて

サービス見込量の推計にあたっては、国の地域包括ケア「見える化」システムに基づき、過去の実績や制度改正の影響を考慮し介護給付・予防給付のサービス量及び地域支援事業のサービス量の推計を行いました。

また、本計画では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を展望し、中長期的な人口構造の変化の見通し等を勘案した見込みを行う必要があることから、本計画におけるサービス量の見込みにあたっては、今後の被保険者数の動向や施設・居住系サービス、在宅サービスの動向を踏まえつつ、令和3年度から令和5年度、令和7年度（2025年度）、令和22年度（2040年度）まで見込んでいます。

### 2 介護保険対象サービスの利用者推計

#### （1）被保険者の見込み

第1号被保険者数は、令和3年度から計画最終年度である令和5年度まで減少傾向の一途をたどっており、令和7年度には10,102人と推計され、その後も減少を続け、令和22年度には8,445人になるものと見込まれています。このように、65歳以上の第1号被保険者については、本計画期間中、微減状態で推移する見込みとなっています。

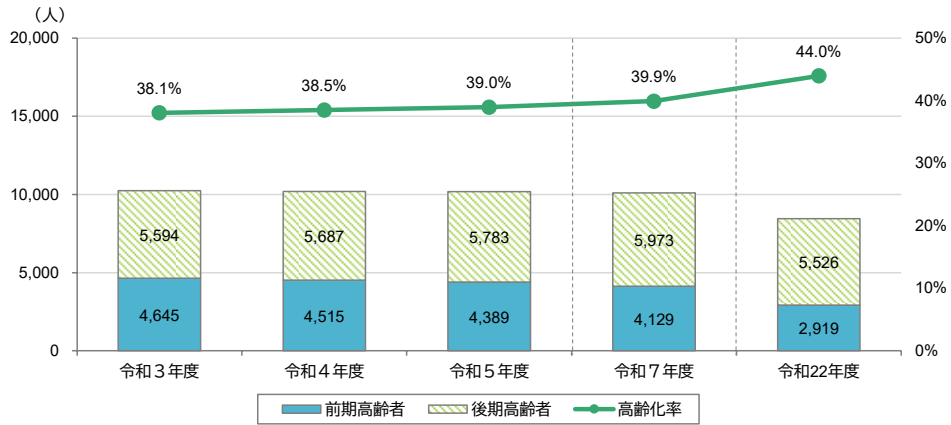
しかし、後期高齢者については、令和3年度から増加傾向が続き、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度には5,973人と急激に増加することが見込まれていることから、第8期での介護予防が重要になると想定しています。

一方、第2号被保険者数については一貫して減少傾向で推移していくものと見込まれます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総人口	26,905	26,505	26,106	25,305	19,206
第1号被保険者	10,239	10,202	10,172	10,102	8,445
前期高齢者	4,645	4,515	4,389	4,129	2,919
65～69歳	2,263	2,161	2,062	1,858	1,499
70～74歳	2,382	2,354	2,327	2,271	1,420
後期高齢者	5,594	5,687	5,783	5,973	5,526
75～79歳	1,968	2,054	2,141	2,314	1,480
80～84歳	1,668	1,648	1,626	1,584	1,515
85～89歳	1,127	1,141	1,158	1,190	1,381
90歳以上	831	844	858	885	1,150
第2号被保険者	8,272	8,272	8,136	7,999	7,726

※出典：厚生労働省「見える化」システム

### 第1号被保険者数の見込み



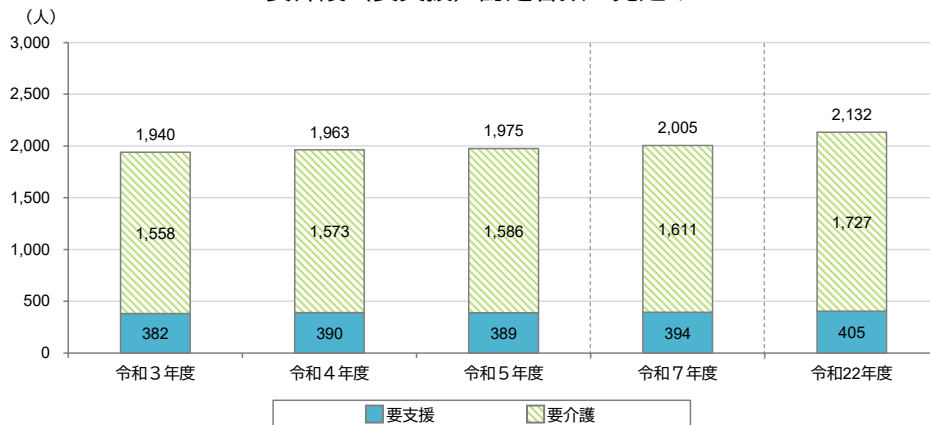
### (2) 要介護(要支援)認定者の見込み

要介護(要支援)認定者数は、計画最終年度の令和5年度に2,008人、令和7年度に2,037人、令和22年度には2,154人と推計され、一貫して増加傾向で推移していくものと見込まれます。また、前述した被保険者における後期中高齢者の増加と同様に、要介護(要支援)認定者における後期中高齢者の増加も顕著になる見込みとしています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
認定者数	1,973	1,996	2,008	2,037	2,154
第1号被保険者	1,940	1,963	1,975	2,005	2,132
要支援	382	390	389	394	405
要介護	1,558	1,573	1,586	1,611	1,727
前期高齢者	160	158	155	143	93
要支援	46	45	45	43	26
要介護	114	113	110	100	67
後期中高齢者	1,780	1,805	1,820	1,862	2,039
要支援	336	345	344	351	379
要介護	1,444	1,460	1,476	1,511	1,660
第2号被保険者	33	33	33	32	22

※出典：厚生労働省「見える化」システム

### 要介護(要支援)認定者数の見込み



(3) 介護予防・日常生活支援総合事業対象者（基本チェックリスト該当者）の見込み

総合事業の対象者となる要支援認定者、基本チェックリスト該当者のうち、実際にサービスを利用する基本チェックリスト該当者は、ほぼ横ばいで推移すると推計しています。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
基本チェックリスト該当者（人）	175	185	185	183	153

### 3 介護保険事業の目標量

#### (1) 居宅系サービス受給者数等の推計

##### ①訪問介護

訪問介護は、利用者の居宅にホームヘルパーが訪問し、食事や入浴、排せつの介助などの身体介護や、買い物、洗濯、掃除などの生活援助を行うサービスで、居宅介護における中心的なサービスとして位置付けられています。

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
サービス必要量	回数/月	1,276.4	1,359.2	1,359.2	1,359.2	1,341.2	1,248.0
利用者数	人/月	129	140	140	140	140	132
給付費	千円/年	45,528	48,818	48,845	48,845	48,095	44,831

##### ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、利用者の居宅に移動入浴車などの入浴設備を持ち込み、入浴・洗髪の介助や心身機能の維持・確認を行うサービスです。

##### 【訪問入浴介護】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
サービス必要量	回数/月	26	32.5	32.5	32.5	19.5	19.0
利用者数	人/月	4	5	5	5	3	3
給付費	千円/年	3,687	4,661	4,664	4,664	2,833	2,735

##### 【介護予防訪問入浴介護】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
サービス必要量	回数/月	0	0	0	0	0	0
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
給付費	千円/年	0	0	0	0	0	0

### ③訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、利用者の居宅に看護師等が訪問し、主治医の指示のもと、健康状態の管理や処置などを行うサービスです。

#### 【訪問看護】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
サービス必要量	回数/月	1,076.6	1,114.5	1,166.9	1,205.3	1,217.5	1,453.2
利用者数	人/月	100	93	96	98	100	112
給付費	千円/年	55,883	57,919	60,745	62,796	63,335	76,029

#### 【介護予防訪問看護】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
サービス必要量	回数/月	123.2	133.8	133.8	133.8	128.7	123.6
利用者数	人/月	21	25	25	25	24	23
給付費	千円/年	7,187	7,815	7,820	7,820	7,515	7,210

### ④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、利用者の居宅に理学療法士や作業療法士等が訪問し、日常生活を送るために必要な心身の機能の維持回復を図ることを目的としたサービスです。

#### 【訪問リハビリテーション】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
サービス必要量	回数/月	95.0	116.5	116.5	116.5	101.2	101.2
利用者数	人/月	8	18	18	18	17	12
給付費	千円/年	3,129	3,855	3,857	3,857	3,361	3,361

#### 【介護予防訪問リハビリテーション】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
サービス必要量	回数/月	11.0	8.0	8.0	8.0	6.0	6.0
利用者数	人/月	2	4	4	4	3	3
給付費	千円/年	189	254	254	254	190	190

### ⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、利用者の居宅に医師・歯科医師・薬剤師等が訪問し、療養上の管理指導を行うサービスです。

#### 【居宅療養管理指導】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数	人/月	169	175	175	175	174	178
給付費	千円/年	16,511	17,268	17,278	17,278	17,417	17,860

#### 【介護予防居宅療養管理指導】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数	人/月	9	11	11	11	11	11
給付費	千円/年	775	935	936	936	936	936

### ⑥通所介護

通所介護は、利用者が通所介護事業所（デイサービスセンター等）に通所し、食事や入浴などの日常生活上の世話を受けるほか、機能訓練や社会交流による日常生活能力の維持（認知症予防）を図ることを目的としたサービスです。

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
サービス必要量	回数/月	1,558	1,644.6	1,660.3	1,683.3	1,701.2	1,842.0
利用者数	人/月	146	156	158	160	161	175
給付費	千円/年	138,375	143,682	145,310	146,965	148,267	161,275

### ⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、利用者が病院や介護老人保健施設などに通所し、心身機能の維持回復を目的に、理学療法士や作業療法士の指導のもとで専門的なリハビリテーションを受け、送迎・入浴・食事等のサービスも受けられるサービスです。

#### 【通所リハビリテーション】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
サービス必要量	回数/月	2,905.7	3,004.0	3,047.6	3,091.2	3,103.7	3,326.5
利用者数	人/月	336	345	350	355	356	381
給付費	千円/年	265,076	272,066	276,749	281,281	281,068	304,592

#### 【介護予防通所リハビリテーション】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数	人/月	167	177	187	197	192	172
給付費	千円/年	61,283	65,060	68,498	71,901	70,308	64,152

### ⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護は、介護者の事情等により居宅での介護が困難になった際に、施設に一定期間入所し、入浴・食事・排せつなどの介護や日常生活の世話、機能訓練などを受けられるサービスです。

#### 【短期入所生活介護】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
サービス必要量	回数/月	409.7	495.9	525.3	525.3	527.4	589.6
利用者数	人/月	61	70	74	74	74	83
給付費	千円/年	43,490	52,714	56,131	56,131	56,446	63,188

#### 【介護予防短期入所生活介護】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
サービス必要量	回数/月	16.2	18.0	21.0	21.0	13.0	13.0
利用者数	人/月	5	7	8	8	5	5
給付費	千円/年	1,276	1,426	1,665	1,665	1,031	1,031



### ⑨短期入所療養介護（老健）・介護予防短期入所療養介護（老健）

短期入所のうち、老人保健施設に入所する場合、短期入所療養介護（老健）となります。

#### 【短期入所療養介護（老健）】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
サービス必要量	回数/月	107.5	125.0	125.0	125.0	125.0	128.8
利用者数	人/月	14	19	19	19	18	19
給付費	千円/年	15,112	17,387	17,396	17,396	17,396	17,822

#### 【介護予防短期入所療養介護（老健）】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
サービス必要量	回数/月	4.0	6.0	6.0	6.0	4.0	4.0
利用者数	人/月	2	3	3	3	2	2
給付費	千円/年	267	538	538	538	269	269

### ⑩短期入所療養介護（病院等）・介護予防短期入所療養介護（病院等）

短期入所のうち、介護療養型医療施設に入所する場合、短期入所療養介護（病院等）となります。

#### 【短期入所療養介護（病院等）】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
サービス必要量	回数/月	43.9	48.6	44.3	28.4	0.0	0.0
利用者数	人/月	4	7	6	3	0	0
給付費	千円/年	5,037	2,939	2,409	1,475	0	0

#### 【介護予防短期入所療養介護（病院等）】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
サービス必要量	回数/月	0	0	0	0	0	0
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
給付費	千円/年	0	0	0	0	0	0

### ⑪短期入所療養介護（介護医療院）・介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

短期入所のうち、介護医療院に入所する場合、短期入所療養介護（介護医療院）となります。

#### 【短期入所療養介護（介護医療院）】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
サービス必要量	回数/月	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3
利用者数	人/月	1	1	1	1	1	1
給付費	千円/年	766	770	771	771	771	771

#### 【介護予防短期入所療養介護（介護医療院）】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
サービス必要量	回数/月	0	0	0	0	0	0
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
給付費	千円/年	0	0	0	0	0	0

### ⑫福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、利用者の日常生活上の自立を助ける用具や機能訓練のための用具を貸与するサービスです。

#### 【福祉用具貸与】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数	人/月	350	349	355	362	363	384
給付費	千円/年	50,621	50,832	52,066	53,272	53,029	56,009

#### 【介護予防福祉用具貸与】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数	人/月	91	96	96	96	98	98
給付費	千円/年	7,242	7,659	7,659	7,659	7,826	7,826

### ⑬特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

日常生活上の自立を助ける用具のうち、貸与になじまない排せつ・入浴に関する用具について、その購入費用への保険給付を行うものです。

#### 【特定福祉用具購入費】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数	人/月	12	12	12	12	12	12
給付費	千円/年	3,903	3,475	3,475	3,475	3,475	3,475

#### 【特定介護予防福祉用具購入費】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数	人/月	4	4	4	4	4	4
給付費	千円/年	1,141	1,141	1,141	1,141	1,141	1,141

### ⑭住宅改修費・介護予防住宅改修費

在宅生活に支障がないように行う小規模な住宅の改修（段差解消、手すり取付等）を行った場合に、住宅改修に要した費用の一部を支給するものです。

#### 【住宅改修費】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数	人/月	12	14	14	14	13	12
給付費	千円/年	11,148	12,408	12,408	12,408	11,246	10,341

#### 【介護予防住宅改修費】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数	人/月	6	9	9	9	8	8
給付費	千円/年	7,184	10,573	10,573	10,573	9,512	9,512

### ⑮特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、介護保険上の指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等に入所している利用者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の援助、機能訓練等を行うサービスです。

#### 【特定施設入居者生活介護】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数	人/月	59	59	98	98	93	64
給付費	千円/年	137,523	138,368	232,646	232,646	220,838	152,252

#### 【介護予防特定施設入居者生活介護】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数	人/月	3	3	5	5	3	3
給付費	千円/年	2,833	2,851	4,907	4,907	2,852	2,852

### ⑯居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援・介護予防支援は、利用者の意向をもとにした介護支援専門員(ケアマネジャー)によるケアプランの作成や、サービス提供事業者等との連絡調整など居宅サービス利用にかかわる総合調整を行うものです。

#### 【居宅介護支援】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数	人/月	669	671	678	688	689	734
給付費	千円/年	108,127	108,995	110,290	111,932	111,972	119,319

#### 【介護予防支援】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数	人/月	212	237	243	242	245	251
給付費	千円/年	11,314	12,728	13,058	13,004	13,165	13,488

## (2) 施設サービス受給者数等の推計

### ①介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、自宅において介護を受けることが困難な高齢者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活の世話を行う入所施設です。

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数	人/月	162	165	165	165	175	188
給付費	千円/年	530,091	539,030	539,329	539,329	574,788	617,909

### ②介護老人保健施設

介護老人保健施設は、在宅復帰を目的として、リハビリテーションを含む看護・医療サービスを提供するとともに、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話を行う入所施設です。

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数	人/月	224	224	224	224	226	245
給付費	千円/年	776,607	782,301	782,735	782,735	781,767	846,483

### ③介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、病状が安定期にある要介護者に対し、医学的管理のもとに介護その他の世話や医療・リハビリテーションなどを行う入所施設です。

なお、介護保険法の改正により令和6年3月末期限を以って廃止することとなっています。

		実績値(見込)	見込値		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	9	7	6	3
給付費	千円/年	34,584	22,720	19,584	9,676

### ④介護医療院

介護医療院は、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の援助を行うことを目的とした施設です。

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数	人/月	34	49	49	49	50	49
給付費	千円/年	154,964	225,029	225,154	225,154	229,694	225,154

### (3) 地域密着型サービス受給者数等の推計

#### ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的、又は密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数	人/月	3	3	3	3	3	3
給付費	千円/年	5,964	6,000	6,003	6,003	6,003	6,003

#### ②夜間対応型訪問介護

夜間、定期的な巡回訪問や通報を受けて、居宅で要介護者がホームヘルパー（訪問介護員）により行われる入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話等を受けることができるサービスです。

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
給付費	千円/年	0	0	0	0	0	0

#### ③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症の状態にある要介護認定者が、通所施設等を利用して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができるサービスです。

##### 【認知症対応型通所介護】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
サービス必要量	回数/月	14.0	298.3	298.3	298.3	298.3	298.3
利用者数	人/月	1	21	21	21	21	21
給付費	千円/年	1,973	37,431	37,452	37,452	37,452	37,452

##### 【介護予防認知症対応型通所介護】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
サービス必要量	回数/月	0	0	0	0	0	0
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
給付費	千円/年	0	0	0	0	0	0

#### ④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

##### 【小規模多機能型居宅介護】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数	人/月	35	40	47	48	48	51
給付費	千円/年	82,175	95,461	114,044	116,263	116,263	122,783

##### 【介護予防小規模多機能型居宅介護】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数	人/月	5	6	6	6	6	6
給付費	千円/年	4,089	4,671	4,674	4,674	4,674	4,674

#### ⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症の状態にある要介護認定者に対して、共同生活を行う住居において、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

##### 【認知症対応型共同生活介護】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数	人/月	144	144	144	144	144	144
給付費	千円/年	429,965	433,688	433,929	433,929	440,287	440,287

#### ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員 29 人以下の有料老人ホーム等に入居している利用者が、排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けることができるサービスです。

### ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員 29 人以下の介護老人福祉施設に入所している利用者が、入浴・排せつ・食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話などを受けることができるサービスです。

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数	人/月	29	29	29	29	29	29
給付費	千円/年	107,201	111,370	111,432	111,136	111,136	111,136

### ⑧看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて通い・訪問・短期間の宿泊を通じて介護や医療・看護を提供するサービスです。

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数	人/月	19	24	24	24	24	24
給付費	千円/年	39,087	48,910	48,937	48,937	48,937	48,937

### ⑨地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、定員数 18 人以下の小規模デイサービス（入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービス）です。

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
サービス必要量	回数/月	1,310.0	1,392.2	1,410.7	1,439.3	1,451.1	1,526.7
利用者数	人/月	120	125	126	129	130	137
給付費	千円/年	137,054	145,036	147,249	150,294	151,036	159,179



#### (4) 地域支援事業の推計

##### 【介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）】

###### ①訪問介護相当サービス

訪問介護員による身体介護、生活介助を提供するサービスです。

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
月利用件数	件	77.8	85.7	90.7	95.8	78.7	60.6
月利用回数	回	413.9	433.0	458.3	483.7	397.2	306.9
給付費	千円/年	15,281	15,813	16,736	17,759	14,584	11,269

###### ②訪問型サービスA

緩和した基準によるサービスで、生活援助等を行います。

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
月利用件数	件	2.0	10.0	10.0	10.0	2.1	1.6
月利用回数	回	13.5	66.7	66.7	66.7	13.9	10.7
給付費	千円/年	331	1,517	1,517	1,517	316	244

###### ③通所介護相当サービス

通所介護と同様のサービスで、生活機能の向上のための機能訓練を行います。

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
月利用件数	件	81.8	89.1	89.1	99.1	75.7	58.2
月利用回数	回	593.0	546.7	546.7	608.1	464.5	356.9
給付費	千円/年	22,543	25,250	25,250	28,040	21,515	16,624

###### ④通所型サービスA

緩和した基準によるサービスで、ミニデイサービスや運動・レクリエーション等を行います。

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
月利用件数	件	24.7	50.0	55.0	60.0	50.4	38.9
月利用回数	回	108.8	225.0	247.5	270.0	226.7	175.1
給付費	千円/年	7,917	7,504	8,262	9,001	7,556	5,838

### ⑤通所型サービスC

保健や医療の専門職が短期集中で行うサービスで、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを行います。

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
年利用件数	件	35.0	40.0	40.0	40.0	38.0	35.2
年利用回数	回	420.0	480.0	480.0	480.0	456.0	422.4
給付費	千円/年	1,680	1,920	1,920	1,920	1,826	1,689

### ⑥介護予防ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）

地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態に置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成します。

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
月利用件数	件	121.1	170.0	180.0	180.0	145.8	132.2
給付費	千円/年	9,089	11,180	11,720	11,720	9,878	9,139

#### 【包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	千円/年	21,639	31,400	31,400	31,400	21,283	17,792
任意事業	千円/年	920	5,300	5,300	5,300	905	756

#### 【包括的支援事業（社会保障充実分）】

		実績値(見込)	見込値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
在宅医療・介護連携 推進事業	千円/年	12,036	12,100	12,100	12,100	12,036	12,036
生活支援体制整備事業	千円/年	7,915	8,000	8,000	8,000	7,915	7,915
認知症初期集中支援 推進事業	千円/年	300	500	500	500	300	300
認知症地域支援・ ケア向上事業	千円/年	1,041	3,450	3,450	3,450	1,041	1,041
認知症サポーター活 動促進・地域づくり 推進事業	千円/年	0	300	300	300	300	300
地域ケア会議推進事業	千円/年	2,518	3,000	3,000	3,000	2,518	2,518

## 4 第1号被保険者保険料の見込み

### (1) サービス給付費の見込み

- ①介護サービス給付費の実績値及び推計値
- ②介護予防サービス給付費の実績値及び推計値
- ③総給付費の実績値及び推計値
- ④地域支援事業の実績値及び推計値

### (2) 介護保険料の算出

- ①事業費給付費の推計
- ②第1号被保険者の介護保険料基準額
- ③所得段階別加入割合補正後被保険者数の推計
- ④財源構成
  - 標準給付費
  - 地域支援事業費

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制

本計画は介護保険事業の円滑な運営とともに、高齢者が住み慣れた所で住み続けられる安心な地域づくりを目指し、保健福祉分野以外の様々な取組の実施が必要とされています。

そのため、市民や地域、関係団体、事業者等の様々な主体の協力が不可欠であり、市民をはじめ、各種事業者や専門職が連携・協働して、より地域に根差した支援を展開していくとともに、庁内関係各課の連携により、総合的なサービスの実施と事業の適切な執行管理に努めます。

### 2 地域や関係団体との連携

本計画を推進するため、介護サービス事業者や医療機関、市在宅医療・介護連携推進室、市社会福祉協議会や自治会、民生委員、ボランティア、民間事業者等の地域の関係団体とのネットワークを通じ、情報の共有化と連携の強化を図ります。

### 3 計画の周知

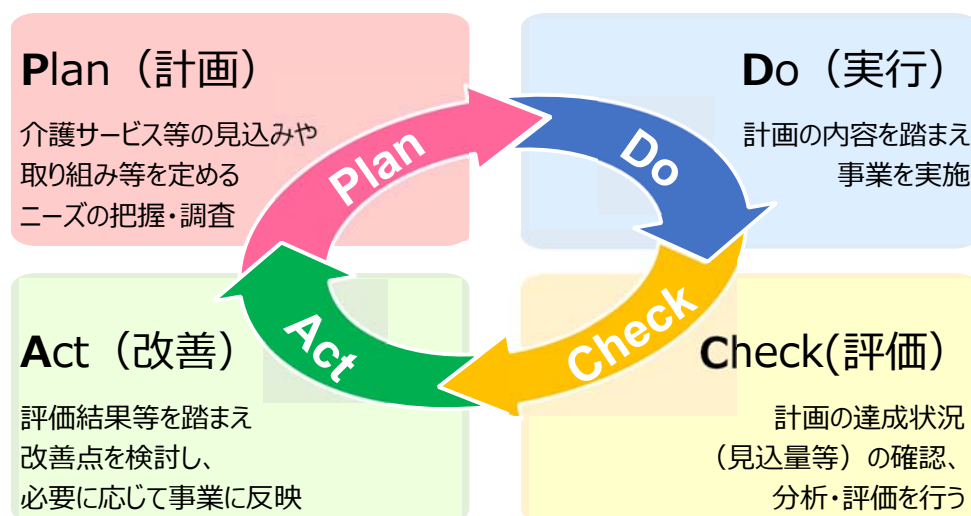
本計画の実施にあたっては、高齢者保健福祉に関わる全ての市民への周知を図り、意識啓発を行い、連携を図りながら推進していくことが重要となります。

広報紙や市公式ウェブサイトをはじめ、あらゆる媒体・機会を活用して市民へ周知するための広報活動を積極的に展開します。

### 4 計画の進行管理

本計画の進行管理については、その実施状況の把握や評価点検等を行い、計画全体の進行管理を図ります。

介護保険事業の運営については、市民の意見を十分に反映しながら、円滑に、かつ適切に行われるよう、サービスの種類ごとの利用状況や計画の実施状況等について進捗状況の点検・評価を行い、制度の充実に向けて取り組みます。



## 5 自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組と目標

第8期介護保険事業計画において、重点的に取り組むべき事項として以下のとおり目標を定め、評価するための指標を設定します。

### (1) 健康寿命延伸による介護予防

高齢者になってもできる限り自立した生活が送れるよう、ころぼん体操を軸とした介護予防の取組を推進します。

### (2) 認知症の人や家族の視点を重視した認知症施策の推進

認知症になっても住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指し、地域に暮らす全ての世代の人が認知症を理解し、さりげなく手助けできるサポーター養成などを推進します。

### (3) 在宅医療・介護連携推進事業の推進

在宅高齢者等が医療や介護が必要な状態になっても、できるだけ在宅のまま希望する医療・介護サービスの提供が行われることを目指し、在宅医療・介護連携推進事業の推進を図ります。

### (4) 安心して生活するための生活支援体制の構築

地域において高齢者等が孤立することなく生活できるよう、多様な主体や機関が住民主体の支え合い活動の体制構築を推進します。

### (5) 介護給付適正化の推進

安定的な介護保険運営を行うため、「いちき串木野市介護給付適正化計画」を定め、受給者が真に必要なとする過不足ないサービスを事業者が適切に提供することを推進します。

#### ①要介護認定の適正化

認定調査の直営化の維持

審査会に提出する案件の事前チェック等

#### ②ケアプランの点検

市内居宅介護支援事業を単位として、年次的なケアプラン点検の実施  
地域包括支援センターと連携したケアプラン作成の質向上及び評価等

#### ③-1 住宅改修等の点検

現地調査の実施

事前申請、完了届の点検等

#### ③-2 福祉用具購入・貸与

必要に応じた現地調査の実施

福祉用具購入・貸与利用者の事後調査の実施等

#### ④縦覧点検・医療情報との突合

国保連合会に委託する帳票の確認等

国民健康保険レセプト点検員との連携

⑤介護給付費通知

⑥介護サービス事業所に対する指導・監督

事業所による介護サービス情報公開の促進 ・ 実地指導等の実施

⑦苦情対応窓口体制の強化

⑧その他の取組

研修会等の参加による職員の資質向上

「自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組と目標」の評価指標

指標項目		現状値	目標値	備考
		令和元年度	令和5年度	
1	ころぼん体操参加率	19.4%	20%程度を維持	
2	ころぼん体操による体力・筋力の改善があった人の割合（「改善した」と「現状維持」の合計）	96.5%	97%以上を維持	
3	ころぼん体操参加者の1年前と比べた現在の健康状態が良いと感じている人の割合（「はるかに良い」「やや良い」「ほぼ同じ」の合計）	86.5%	85%以上を維持	
4	認知症サポーター数	4,374人	4,900人	
5	認知症の相談窓口を「知らない」人の割合	36.4%	減少	高齢者実態調査（一般高齢者）より
6	終末医療に関して家族と「話し合ったことがある」人の割合	37.2%	増加	
7	一人暮らしの高齢者や認知症の人など援護を要する世帯への安否確認や見守り活動の状況で「行われている」と感じている人の割合	58.7%	増加	
8	要介護認定の適正化	全件職員が点検、認定調査員の直営	全件職員が点検、認定調査員の直営	
9	ケアプラン点検数	0件	年50件	
10	住宅改修等の点検	全件書面点検	書面点検に加えて年6回程度の現地調査	
11	福祉用具購入時の調査	全件書面点検	全件書面点検	
12	縦覧点検・医療情報突合	国保連委託	国保連委託	
13	介護給付費の通知	年1回	年1回	